

庁内OA化システム
(端末・サーバ等)

調達仕様書

2025年4月

富士市

デジタル推進室情報システム課

第1章 調達の目的	3
1.1 調達件名	3
1.2 調達の目的	3
1.3 基本方針	3
第2章 調達の概要	4
2.1 全体の調達概要	4
2.2 調達範囲	4
2.3 契約	6
2.4 納入物	6
第3章 情報システムの要件	9
3.1 機能要件	9
3.2 端末等・サーバ等の全体概要	13
3.3 処理方式要件	14
3.4 情報・データ要件	14
第4章 規模・性能要件	16
4.1 基本方針	16
4.2 性能要件	16
第5章 信頼性等要件	18
5.1 信頼性要件	18
第6章 情報セキュリティ要件	19
6.1 基本方針	19
6.2 セキュリティ要件	19
第7章 情報システム稼働環境	21
7.1 システム全体構成	21
7.2 設置環境要件	21
7.3 ソフトウェア構成	23
7.4 ネットワーク構成	24
第8章 ハードウェア要件	25
8.1 ハードウェア等一覧	25
8.2 機器の要求仕様	26
第9章 ソフトウェア要件	28
9.1 前提条件	28
9.2 サーバ等搭載ソフトウェア要件	28
9.3 シンクライアント端末搭載ソフトウェア要件	32
9.4 入出力用PC 搭載ソフトウェア要件	33

第10章導入要件	34
10.1 基本方針	34
10.2 設計等要件	34
10.3 機器の導入要件	34
10.4 その他	41
第11章テスト要件	42
11.1 基本方針	42
11.2 テスト計画書等の作成	42
11.3 テスト要件	43
第12章運用／保守要件	44
12.1 基本方針	44
12.2 役割分担／体制	44
12.3 運用・保守設計要件	44
12.4 運用要件	44
12.5 保守要件	44
12.6 SLA（サービスレベル合意書）	47
第13章構築期間中における作業の体制及び業務管理方法	49
13.1 基本方針	49
13.2 統括責任者の条件	49
13.3 進捗管理	49
13.4 リスク管理	50
13.5 セキュリティ管理	50
13.6 要員管理	51
13.7 コミュニケーション管理	52
13.8 課題・問題管理	52
第14章特記事項	53
14.1 応札条件	53
第15章妥当性証明	56
15.1 調達担当課の長	56

第1章 調達の目的

1.1 調達件名

庁内OA 化システム（端末・サーバ等）

1.2 調達の目的

本調達の目的は、本庁舎・消防防災庁舎ならびに市内 132 箇所の出先機関で従事する職員等が使用する端末機器等を更新すると同時に、消防防災庁舎4階電子計算機室（以下「電子計算機室」という。）及び富士市が契約するデータセンターに設置するサーバ機器等を更新することにある。

本書は、上記目的を達成するために必要なハードウェア、ソフトウェア、環境構築、環境移行等一式を調達することを目的とし、その仕様を記載したものである。

注意：端末本体のうち、仮想デスクトップを配信するシンクライアント端末は本調達外であるが、端末に対する設定や展開作業は本調達に含むものとする。

1.3 基本方針

本調達における基本方針を以下に示す。

1. 調達にあたっては、「ハードウェア調達」「ソフトウェア調達」「環境構築」「環境移行」の一体化した調達とし、効率の良い調達を行う。
2. 「機能要件」、「非機能要件」（「性能要件」「信頼性要件」等）、「ハードウェア要件」等を調達仕様書に記載することにより、ハードウェア製品、ソフトウェア製品については応札者より提案させることとする。
3. 資源節約のため最適で無駄のない資源構成とする。
4. 可能な限り既存の本番環境に影響を与えず、短期間で導入、構築等の作業を完了させる必要があることから、環境設計見直し等は最小限に留めることを基本とする。
5. スケジュール（進捗）、品質、コスト及びセキュリティ等に関して、適切な工程管理を行う。

第2章 調達の概要

2.1 全体の調達概要

本調達に含まれる役務の実施にあたっては、以下の(1)から(6)に掲げる業者と連携する必要がある。なお、本調達の受託者である庁内OA化用端末（入出力PC）・サーバ等一式納入業者は、以下「受託者」又は「庁内OAシステム構築等業者」という。

- (1) 「既存庁内OA システム」の受託者（以下「既存庁内OA システム構築等業者」という。）
- (2) 「富士市ネットワーク」の受託者（以下「富士市ネットワーク構築等業者」という。）
- (3) 「複合機システム」の受託者（以下「複合機システム構築等業者」という。）
- (4) 「富士市及び富士宮市共同電算化事業」の受託者（以下「共同電算システム構築等業者」という。）
- (5) 「各課で調達する個別業務システム」の受託者（以下「個別業務システム構築等業者」という。）
- (6) 「インターネット分離環境構築」の受託者（以下「インターネット分離環境構築等業者」という。）

2.2 調達範囲

本調達における調達内容を以下に示す。また、システム構成の概略については、別紙「庁内OA化サーバ及び端末システム構成図」及び「庁内OA化サーバ仮想化基盤構成図」に示す。なお、本調達で納入するハードウェア、ソフトウェア等、システム環境の稼働責任は受託者にて負うことを要件とする。そのため、各役務の実施にあたっては、富士市及び関連業者からの問い合わせ受付、ハードウェア、ソフトウェア提供ベンダーとの各種調整、回答取りまとめ、問い合わせ元への回答等を、受託者の責任において主体的に行うこと。

- (1) 庁内OA システム等を稼働させるために必要となるシンクライアント端末を除くハードウェア及びソフトウェアの納入
- (2) 本庁舎、消防防災庁舎及び132箇所の出先機関への端末の搬入・据付等の役務
- (3) 消防防災庁舎へのサーバハードウェアの搬入・据付・ケーブルの配線等の役務
- (4) データセンターへのサーバハードウェアの搬入・据付・ケーブルの配線等の役務
- (5) ハードウェア及びソフトウェアの組み上げ・初期動作確認等の役務
- (6) 環境設計見直し等の役務
- (7) ハードウェア及びソフトウェアにかかる環境構築等の役務
- (8) ハードウェア及びソフトウェアにかかる環境移行等の役務
- (9) ハードウェアの保守の役務
- (10) ソフトウェアに係るサポートサービス等の提供
- (11) 各種支援業務等の役務
- (12) 取り外しと撤去にかかる役務

(1)については、「[第3章 情報システムの要件](#)」、「[第4章 規模・性能要件](#)」、「[第5章 信頼性等要件](#)」、「[第6章 情報セキュリティ要件](#)」、「[第7章 情報システム稼働環境](#)」、「[第8章 ハードウェア要件](#)」、「[第9章 ソフトウェア要件](#)」を、(2)(3)(4)(5)(6)については、「[10.3.1 サーバ機器のデータセンターへの搬入・設置](#)」、「[10.3.2 サーバ機器の電子計算機室への搬入・設置](#)」、「[10.3.4 端末等機器の搬入・設置及び既存機材の回収](#)」、「[第11章 テスト要件](#)」を、(7)については、「[10.3.3 環境構築等作業](#)」を、(8)については、「[10.3.5 環境移行等作業](#)」を、(9)(10)については、「[第12章 運用／保守要件](#)」を、(11)については、「[10.4 その他](#)」を、(12)については、「[10.3.4 端末等機器の搬入・設置及び既存機材の回収](#)」を参照のこと。

調達内容にかかる作業スケジュールを「表 2.2.1 作業スケジュール」に示す。作業スケジュールの修正・追加が必要な場合は、富士市と調整の上決定する。

表2.2.1 作業スケジュール

No.	作業区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
1	構築業者決定		■								
2	環境設計		■	■	■						
3	賃貸借業者決定			■							
4	端末等導入					■	■	■			
5	サーバ等導入				■	■	■				
6	環境構築・データ移行				■	■	■	■	■	■	
7	テスト							■	■	■	
8	端末配布、設置								■	■	
9	サーバ等移設・切替									■	
10	機器等賃貸借契約										■
11	運用保守契約										■

※ 項番6「環境構築」のうち仮想化基盤については、富士市及び「共同電算システム構築等業者」が VDI や業務システム等を設定するため、仮想化基盤を 9 月から利用できるように構築すること。

本調達範囲と接続先である富士市ネットワークとの責任分界点は以下のとおりとする。

- サーバは、富士市ネットワークの基幹スイッチ（接続するケーブルも含む）まで。
- 端末は、有線 LAN コンセントへ接続するケーブル（既設ケーブルを流用可能）まで。
- 端末は、無線 LAN アクセスポイント（無線 LAN アクセスポイント自体は含まない）まで。なお、接続先は庁舎等施設内の庁内ネットワーク用アクセスポイントのほか、別に調達するテレワーク用モバイル網のアクセスポイントである。

本調達の役務である環境設計見直し等の影響範囲は、今回の調達範囲のみならずネットワーク全体に及ぶことから、本調達の受託者は基幹スイッチまでの庁内 OA システム全体にかかる責任を負うこととしている。

2.3 契約

2.3.1 本調達の契約期間

ハードウェア・ソフトウェアの賃貸借契約及び保守委託契約について、2026年1月1日から2030年12月31日までの60ヶ月とする。端末及びサーバ等導入に係る構築業務委託契約について、契約日から2025年12月31日までとする。

2.3.2 本調達の契約方法

契約は、「庁内OA化用端末・庁内OA化用サーバ構築業務委託」、「庁内OA化用端末（入出力パソコン）・サーバ賃貸借契約」、「庁内OA化用端末・サーバ保守業務委託契約」の計3契約とする。

2.4 納入物

2.4.1 納入成果物

(1) 指定の成果物を紙及び電子媒体(CDR 又はDVD-R)により提供すること。本調達における主な成果物及び納入時期は表 2.4.1 のとおりである。納入部数については、紙媒体は指定された部数を、電子媒体については各2部とし、納入形式については、以下のとおりとする。

- ① 紙媒体について、用紙サイズは日本工業規格A 列4 番を原則とするが、図表については必要に応じてA 列 3 番の縦使い、横使いを使用可能とする。また、修正時に差替え可能とするよう、バインダ方式で製本すること。
- ② 電子媒体等に保存する形式は、PDF 又はMicrosoft Word, Excel, PowerPoint, Visio（バージョン2016 以降）で読込可能な形式とする。ただし、富士市が別途形式を定めて提出を求めた場合は、この限りではない。なお、これらの成果物については、受託者にて作成するものとするが、成果物の記載内容等については富士市と協議の上決定すること。

(2) 納入するハードウェア及びソフトウェアに標準で添付されるマニュアル等については、「[2.4.3 納入場所](#)」に指定する場所に納入すること。なお、同じマニュアル等が多数ある場合には2部のみ納入すること。標準で添付されないマニュアルについては、富士市の指示に従い、各2部を納入すること。

表2.4.1 成果物一覧

No	成果物	納入部数	納入期限	概要
1	納入等計画書	2	契約後6週間以内	スケジュール（役務等の実施及び機器等の納入スケジュール）、体制（参画する担当者とその役割を示すドキュメント）、推進計画（納入する成果物、進捗報告の確認方法と時期等）が記載されたドキュメント。

2	初期動作確認手順書	2	契約後8週間以内	受託者が検収納品検査を受けるに当たり、必要な動作確認作業の実施手順等を記載したドキュメント。
3	初期動作確認報告書	2	初期動作確認完了時	受託者が検収納品検査を受けるに当たり、動作確認結果等を記載したドキュメント。
4	レイアウト図	2	2025 年 12 月 1 日	サーバ等機器の配置を記載したドキュメント。
5	電源系接続／配線図	2	2025 年 12 月 1 日	電源の接続／配線を記載したドキュメント。
6	LAN 等接続／配線図	2	2025 年 12 月 1 日	LAN の接続／配線を記載したドキュメント。
7	システム設計書	2	2025 年 12 月 15 日	システム設計を記載したドキュメント。これには、各サーバ、端末、及びソフトウェアの設定内容を合わせて記載すること。また、シリアル番号やMACアドレスなど、機器台帳として利用できる内容も記載すること。
8	環境定義書	2	2025 年 12 月 15 日	環境定義を記載したドキュメント。
9	環境構築手順書	2	2025 年 12 月 15 日	環境構築手順を記載したドキュメント
10	リリース前確認手順書	2	2025 年 12 月 20 日	リリース前の確認手順を記載したドキュメント。
11	運用・保守マニュアル	2	2025 年 12 月 20 日	運用・保守方法を記載したドキュメント。
12	障害回復マニュアル	2	2025 年 12 月 20 日	障害からの回復方法を記載したドキュメント
13	テスト計画書	2	2025 年 12 月 20 日	試験の実施スケジュール、実施内容等を記載したドキュメント。
14	テスト実施手順書	2	2025 年 12 月 20 日	試験観点、試験の開始／終了条件、試験管理方法等、試験の実施要領を示すドキュメント。
15	テスト結果報告書	2	2025 年 12 月 31 日	試験の計画及び結果を報告するドキュメント。
16	作業完了報告書	2	2025 年 12 月 31 日	事前準備作業結果、作業実施結果等を報告するドキュメント。
17	環境設計証明書	2	2025 年 12 月 31 日	提案書及び設計書の記載内容について、実際の環境上で機能・性能等が充足しているか証明するドキュメント。
18	消耗品一覧	2	2025 年 12 月 31 日	消耗品・定期交換部品等の価格／仕様・交換頻度など消耗品調達に必要な情報を一覧に記載したドキュメント。
19	付属マニュアル類	2	2025 年 12 月 31 日	機器やソフトウェアに付属するマニュアルとメディア類
20	保守対応に関する報告書	2	随時	障害対応後、障害の事象・影響・原因・対策方法等をまとめた報告書。

2.4.2 納入期限

受託者は、「[第8章 ハードウェア要件](#)」、「[第9章 ソフトウェア要件](#)」に示す物品等を納入し、「[第10章 導入要件](#)」に示す環境構築作業等を行うこと。本調達における主なスケジュールを以下に示す。

(1) 本番環境

- サーバ側機器の納入期限 2025 年 8 月 31 日
- 確認テスト用環境の環境構築完了期限 2025 年 10 月 31 日
- 端末側機器の納入期限 2025 年 10 月 31 日
- 環境構築完了期限 2025 年 12 月 31 日

2.4.3 納入場所

納入場所は以下のとおりとする。本庁舎・消防防災庁舎以外の所在地等については、別紙「出先機関等一覧」に示す。

- (1) シンククライアント端末
既存シンククライアント端末が設置されている場所
※ 別調達するシンククライアントを初期設定作業場所から上記の場所へ設置することをいう。
- (2) 入出力PC
既存入出力PC が設置されている場所
- (3) サーバ機器
データセンター内の富士市が指定するラック電子計算機室内の富士市が指定するラック
- (4) 納入成果物
静岡県富士市永田町 1 丁目 100 番地 富士市役所消防防災庁舎 4 階 情報システム課

ただし、設置レイアウト及び設置場所までの搬入ルートについては富士市と別途協議の上決定すること。

2.4.4 検収

受託者は、富士市の指示に従い、納入場所において検収納品検査を受けるものとする。

- (1) 受託者は「[2.4.3 納入場所](#)」に指定する場所に納入すること。この際、富士市において納入数量等の確認を行う。
- (2) 受託者は、納入機器単体での基本動作を確認するテストに必要な手順書（初期動作確認手順書）を作成し、富士市の立会いのもと、受託者において全機器の動作確認テストを実施すること。なお、動作確認テストは、最終確認テスト用環境の構築完了後に行う。
- (3) 検査の結果、本調達機器等の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受託者は富士市の指示に従い、指定した日時までに代替品の納入もしくは必要な修復を行うこと。
- (4) 検収に実施にあたっては、「[第 8 章 ハードウェア要件](#)」、「[第 9 章 ソフトウェア要件](#)」に示す物品等の納入時点において行うものとする。また、各成果物においては、「表 2.4.1 成果物一覧」に示すそれぞれの納入時期に行うものとする。
- (5) 受託者は、提案書の記載内容及びシステム設計書の内容について保証することとし、その機能・性能等が充足していることを証明する方法について富士市の承認を得た上で、実施した結果を環境設計証明書として納入すること。また、受託者にて修正しなかった部分で問題が発生した場合は、富士市と協議の上問題を解決し、受託者にて設計書を修正すること。

2.4.5 調達担当課室・連絡先

本仕様に関する問い合わせは以下のとおり。

〒417-8601 静岡県富士市永田町 1-100 TEL 0545(55)2806 (内線：3406)
富士市役所情報システム課（担当：井口）

第3章 情報システムの要件

3.1 機能要件

3.1.1 サーバ等提供機能概要

(1) ディレクトリサービス提供機能

既存の庁内OA システムで構築されたディレクトリサービス(Microsoft Active Directory)の構成内容を引き継ぐこと。この構成には、既存環境で構築された、グループポリシーや各種スクリプトの動作を引き継ぐことも含まれるので注意すること。

ドメインコントローラは、データセンター及び電子計算機室に設置するNutanix基盤上に仮想マシンで構築することとし、データセンター側2台、電子計算機室側2台の構成にすること。

なお、物理マシンで構築されたドメインコントローラは不要。

(2) ファイルサービス提供機能

利用者の環境ファイル（プロファイル）やドキュメント、デスクトップ等のデータを格納するためのファイルサービスを提供すること。プロファイルについては、新環境ではFSLogixで構築することが望ましい。その場合、デスクトップ・ドキュメント・ピクチャの3フォルダはリダイレクト機能による運用とすること。また、各部署で利用するデータを格納するための共有フォルダによるサービスを提供すること。

データセンターとの通信が切断された場合に備え、電子計算機室にミラー環境を設置すること。切断中に電子計算機室のファイルサーバに書き込まれた内容を、通信復旧後にデータセンター側に反映させること。

これらのファイルサービス機能は、Nutanix Filesを用いて構築することが望ましい。

(3) 電子メールサービス提供機能

電子メールは、保守・管理部門において集中管理できる形態が望ましい。利用者情報や、実メールデータ等が分散しないよう、Web メールを選択するなど、ハードウェア及びソフトウェア選定の際、考慮すること。参考として、現在当市では、MTA としてはオープンソースのPostfix を使用し、MUA としては、メールサーバにIMAP4 プロトコルで接続するWeb メールである日本電気株式会社製WitchyMail を運用中である。電子メール機能は、本調達において配備するシンクライアント端末を用いて使用する。MTA に保管される利用者のデータは、次に導入するメールシステムへのデータ移行を考慮し、他システムに容易に引き継げるものを提供すること。

また、人事異動と連携するため、アカウントやエイリアスをデータベースで管理し、外部からODBC 接続して参照および編集ができること。

なお、既存環境として、メール無害化システムが介在しているため、設計及び環境構築において考慮すること。

(4) 仮想デスクトップ提供機能

利用者のデスクトップは、Nutanix基盤上の仮想マシンで稼働するCitrix VirtualApps and Desktop (バージョン2203) サーバが提供する公開デスクトップとする。このCitrix VirtualApps and

Desktopサーバは、共有イメージをもとに稼働するものとする。現環境において、市民課など一部の主管課では、窓口を設置している端末と自席に設置している端末など複数端末から共有イメージに接続する運用を行っており、新環境においてもこの運用に支障がでないよう配慮すること。共有イメージの運用・保守コストを極小化するため、2イメージ程度を作成する。本機能を提供するためのサーバリソースについては、現環境同様データセンターと電子計算機室に概ね10対1の割合で配置すること。データセンターとの通信が切断された場合には、電子計算機室に配置したサーバリソースを用い、仮想デスクトップの配信を継続させること。Citrix VirtualApps and Desktopのライセンスについては、富士市が保有する永続ライセンスを使用するため、調達する必要はない。

(5) 仮想アプリケーション提供機能

個別に対応しなければならないアプリケーションソフトウェアも同様に、物理サーバに構築された仮想化基盤上の仮想マシンで稼働するCitrix VirtualAppsサーバが提供する公開アプリケーションとする。このCitrix VirtualAppsサーバは、共有イメージをもとに稼働するものとするCitrix VirtualAppsのことを指す。インターネット接続環境から配信するアプリケーションソフトウェア（ブラウザ等）も含めて構築する。本機能を提供するためのサーバリソースについても、現環境同様データセンターと電子計算機室に概ね10対1の割合で配置すること。データセンターとの通信が切断された場合には、電子計算機室に配置したサーバリソースを用い、仮想アプリケーションの配信を継続させること。

(6) ディスクイメージ管理機能

上記(4)及び(5)のCitrix VirtualAppsサーバのディスクイメージを管理するための機能が必要である。仮想デスクトップ、仮想アプリケーションのディスクイメージを、それぞれ保持する。イメージ構築の詳細については、受託者と富士市との間で別途協議し決定する。

(7) ログオン認証管理機能

シンクライアント端末として使用するPC（Windows 11 Pro (x64)）は、本調達とは別に調達するものを使用する。このシンクライアント端末をドメインに参加させ、ユーザがシンクライアント端末にドメインユーザとしてログオンできるように構築すること。ユーザのログオンには、顔認証およびパスワードの2要素認証を使用すること（代替措置として非接触型ICカードによる認証機能を内包しているシステムが望ましい）。顔認証に必要な特徴量等のデータはシンクライアント端末には保存せず、管理用サーバに保存する。一度登録したユーザは、どのシンクライアント端末からでも追加の顔登録作業を行わずにログオンできるようにする。また、管理用サーバでパスワードを保持せず、Active Directoryに直接認証する方式を選択できること。カメラや他のハードウェアの故障により顔認証がうまくいかない場合の代替機能を考慮すること。ただし、キーの組み合わせによる代替機能は対象としない。本機能はActive Directoryのスキーマ拡張を行わずに実現すること。

(8) リモートアクセス機能

既存のシンクライアント端末や、本調達とは別に調達するシンクライアント端末（モバイル通信機能内蔵型で、LTEおよび閉域網使用契約は富士市が別途キャリア事業者と契約する）を使用し、外部から閉域網接続で庁内OAシステムが利用できる端末設定を行うこと。

(9) ヘルプデスク機能

利用者からの問い合わせに迅速に対応できるようにするため、システム管理者が利用者の画面を呼び

出してナビゲートする機能（シャドー機能又はリモートアシスタンス機能）を実装すること。

(10) マルウェア対策機能

マルウェアなどの脅威から、サーバ機およびその上に構築される仮想デスクトップを防御する必要がある。定義ファイルの最新化機能や配信機能が、仮想環境においても正しく機能するハードウェアおよびソフトウェアを選定すること。なお、定義ファイルの配信にはインフォメーションサーバを構築すること。構築したインフォメーションサーバの上位サーバには、既存のApexCentralサーバを指定すること。Windows系のApexOneライセンスについては調達済みであるため、本調達に含める必要はないが、Linux系のライセンスは保有していないため、必要があれば本調達内で用意すること。

(11) プリンタ機能

文書ファイル等を印刷する共有プリンタを統合管理する機能を構築する。登録するプリンタは、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン社製複合機及び個別導入したプリンタを対象とし、既存環境を引き継ぐこと。

(12) IaaS 機能

Nutanix + AHV構成でIaaS基盤（データセンター側100インスタンス、電子計算機室側50インスタンス相当）を構築すること。

新環境のNutanix用サーバがNX系である場合には、既存クラスタに新サーバをノード追加する形で構築し、環境移行が終わった後で旧サーバをクラスタから切り離すこと。

新環境のNutanix用サーバがNX系以外である場合には、新しいNutanix基盤上（電子計算機室側）にNutanixPrismCentralを構築し、クラスタ間ライブマイグレーションが可能な構成とすること。

既存のNutanixクラスタからのライブマイグレーションを可能とするためには、既存のNutanix側でAHVのバージョンアップ等の作業が必要となる可能性がある。その場合は、既存庁内OA システム構築等業者等と連携すること。連携に伴って必要となる費用については、構築時見積に含めること。

また、新しいNutanix基盤上の仮想ネットワークについては、ルーティング等の構成を既存Nutanix環境から引き継ぎ、既存環境で稼働している仮想マシン内の設定を変更することなく移行できるようにすること。

(13) テキストチャット機能

職員間で利用できるテキストチャット機能として、現在Microsoft製のSkype for Businessを利用している。次期環境においても、極力Skypeを継続利用できるように富士市と協力して対応すること。なお、Skype管理用サーバは、既存のNutanix基盤上に構築済みの仮想マシンを新しいNutanix基盤上にマイグレーションすること。

(14) 追加提案

その他事務効率の向上に寄与するものがあれば提案すること。

追加提案がある場合には、実施した場合と実施しなかった場合それぞれの価格を提出すること。

3.1.2 シンククライアント提供機能概要

(1) 機器設定自動取得機能

シンククライアント端末は、市庁舎等施設内の無線LAN及び有線LAN、外部接続用の閉域モバイル網（富士市が別途契約）により庁内ネットワークに接続するものとする。無線LAN及び有線LAN接続

時には、通信に必要なIPアドレス、ネットマスク、デフォルトゲートウェイ等の情報を接続したネットワークに存在するDHCPリレーエージェントを介してDHCPサーバから取得すること。閉域モバイル網接続時には、閉域網側のDHCPにより接続に必要な構成を取得する。DHCPサーバは既設のものを使用すること。DHCPサーバへのシンククライアント端末の情報投入は「富士市ネットワーク構築等業者」が実施するため、納入前に無線・有線のネットワークインターフェイスMACアドレス及びホスト名、設置場所の情報をあらかじめ「富士市ネットワーク構築等業者」へ提示すること。既設のDHCPサーバは、DHCPオプションにも対応しているので、設定に必要なDHCPオプションがある場合には、合わせて「富士市ネットワーク構築等業者」へ提示すること。また、シンククライアント端末の接続先の設定やファームウェア更新、システム修正は、資産管理ツール（別調達する資産管理システムを利用することも可）による一斉配信、グループ配信等によって実現可能とすること。シンククライアント端末に対する保守コストを極小化するため、極力カスタマイズは実施しないこととするが、利用者がシンククライアント端末のローカル情報を閲覧・修正できないように制限を加える必要がある。この制限の設定については、受託者と富士市との間で協議し決定すること。

(2) バックアップ及びリカバリ機能

シンククライアント端末の展開や、故障時の入れ替えなどの作業負荷を極小化するため、シンククライアント端末の状態を容易にバックアップ・リカバリできることが必要である。

(3) 状態監視エージェント機能

シンククライアント端末のヘルスチェックや資源配布など、状態を一元的に管理できることが必要である。本調達と同時期に調達する資産管理システムから提供されるクライアント管理エージェントを設定する必要があるため、同システムの構築業者と連携して機能を実装すること。

(4) ログオン認証機能

現在、全ての職員は非接触型ICカード（FeliCa Standard）を用いてログオンしているが、新環境では顔認証等による生体認証機能でログオンする。ログオンに利用する顔認証等の生体情報は、本稼働前の構築期間中に取得するものとする。また、カメラが利用できない等の理由により顔認証によるログインができない場合を想定し、期限付きパスワード等の代替手段を取れるようにすること。なお、既存シンククライアント端末の一部を継続利用することから、代替手段として従来の非接触型ICカードによる認証も同環境にて利用できる構成が望ましい。

3.1.3 入出力用PC 提供機能概要

(1) 機器設定自動取得機能

入出力用PCは、無線又は有線によりネットワーク接続するものとする。シンククライアント端末と同様、通信に必要な情報をDHCPサーバから取得できる必要がある。

(2) ヘルプデスク機能

利用者からの問い合わせに迅速に対応できるようにするため、システム管理者が利用者の画面を呼び出してナビゲートする機能（シャドー機能又はリモートアシスタンス機能）を実装すること。

(3) 状態監視エージェント機能

入出力用PCのヘルスチェックや資源配布など、状態を一元的に管理できることが必要である。本調達と同時期に調達する資産管理システムから提供されるクライアント管理エージェントを設定する必要があるため、同システムの構築業者と連携して機能を実装すること。

(4) マルウェア対策機能

マルウェア等から、入出力用PCを防御する必要がある。定義ファイルの最新化機能や、配信機能等が、正しく機能するハードウェア及びソフトウェアを選定すること。

定義ファイルを更新するためのインフォメーションサーバは、本調達内で構築したインフォメーションサーバを指定すること。

(5) バックアップ及びリカバリ機能

入出力用PCの展開や、故障時の入れ替えなどの作業負荷を極小化するため、入出力用PCの状態を容易にバックアップ・リカバリすることが必要である。（OSに標準で搭載されている機能で可能であれば、別途ソフトウェアを用意する必要はない。）

(6) ログオン認証機能

シンククライアント提供機能と同様に顔認証等による生体認証機能でログオンするようにすること。ログオンユーザは、共用ユーザではなく個人ユーザとし、誰がいつデータの入出力を行ったかについて管理できるようにすること。

3.2 端末等・サーバ等の全体概要

約2,400台のシンククライアント端末から仮想化基盤上に生成されたCitrix VirtualApps and Desktop（バージョン2203）サーバが提供する公開デスクトップとする。このCitrix VirtualApps and Desktopサーバが提供する公開デスクトップや公開アプリケーションを使用する。公開デスクトップや公開アプリケーションでは、業務システムや、Microsoft Officeアプリケーション、画像・映像編集（Adobe photo shop）、電子メールソフト（ブラウザベース想定）等を使用する。シンククライアント端末は有線だけではなく、無線（庁内ではWi-Fi、庁外ではLTEに接続）でも安定して利用できるものとする。

業務継続の観点から、データセンターとの通信が切断された状態であっても、電子計算機室のリソースを用いて縮小運転が可能な構成とする。縮小運転時に使用したい機能は、「公開デスクトップ」「公開アプリケーション（インターネット接続用含む）」「ファイルサーバ」「プリンタ・複合機」の4つで、縮小運転時の利用人数は200人（200セッション）を想定している。

入出力用PCは、外部メディアからデータの取り込み作業や、CDR, DVDR, SDカードの作成作業、シンクライアント端末で動作しないアプリケーションソフトウェア等の利用のために構築している仮想マシンへリモート接続するなどの用途で使用する。

上記を実現するために必要なサーバ機器及びネットワーク機器、ならびにソフトウェアを用意し、システム構築を実施する。

3.3 処理方式要件

(1) オンライン処理

利用者が公開デスクトップを用いる場面では、ほとんどの処理がオンライン処理となる。

3.4 情報・データ要件

(1) 利用者情報(Directory)管理方式

組織(OU)階層及びセキュリティグループ、グループポリシー、各種スクリプトは、既存のディレクトリサービス提供サーバで定義された設定を引き継ぐこと。グループポリシーの設定などの詳細については、受託者と富士市との間で協議の上決定すること。

(2) 共有データ格納方式

共有データのフォルダ階層構成は、既存のファイルサービス提供サーバで定義された設定を引き継ぐこと。また、容量制限のため、フォルダクォータを設定すること。NTFS アクセス権や共有アクセス権などの詳細については、受託者と富士市との間で協議の上決定すること。

(3) 利用者プロファイル格納方式

利用者プロファイルは、ログオンログオフ時のスループットを向上させるため、フォルダリダイレクトやFSLogixを積極的に活用すること。また、一時的に利用される不要なフォルダ／ファイル類は、移動ユーザプロファイルから除外するポリシーを設定すること。個人が利用できる容量を制限するため、クォータ設定をおこなうこと。利用者プロファイルは、既存環境のものを引き継ぐことが望ましい。

(4) 利用者データ格納方式

利用者のドキュメント、デスクトップ、アプリケーションデータは、ログオンログオフ時のスループットを向上させるため、フォルダリダイレクトを積極的に活用すること。個人が利用できる容量を制限するため、クォータ設定をおこなうこと。利用者データは、既存環境のデータを引き継ぐこと。

(5) 各種データバックアップ方式

ストレージに格納されたデータは、定期的に磁気ディスク／フラッシュストレージ又は磁気テープ等にバックアップするものとする。磁気テープを使用する場合は、手動でのテープ交換を極力実施しない方式を提案すること。基盤となるシステムにオブジェクトストレージなどの障害発生時にファイルの内容を復元することが困難なシステムを用いる場合には、ファイル単位で容易にアクセスが可能なストレージ（NAS等）にバックアップを行うこと。

また、上記に加え、共有データや利用者プロファイル等が格納されているボリュームは、Microsoft Windows のシャドウコピーやSnapshot 等を利用し、利用者が、「以前のバージョン」タブ等を使用し、自ら容易にデータの復元作業ができるようにすること。ボリュームシャドウコピーやSnapshot

等のボリュームの容量は、実データボリュームサイズの 20%程度を確保すること。ボリュームシャドウコピーが頻繁に消失しないような方策をとること。

(6) 無線接続方式

無線接続を行う端末には、一意のクライアント証明書をインストールすること。クライアント証明書は、調達済みの認証サーバ「NetAttest ESP」から発行するため、「富士市ネットワーク構築等業者」と連携して実装すること。

第4章 規模・性能要件

4.1 基本方針

各業務処理に必要な規模・性能に関する要件を示す。

また、「[第8章 ハードウェア要件](#)」に記載している各機器のスペックは、本章に記載する各要件を満たすものとする。

なお、要件としている各値は必要最低限の値である。

4.2 性能要件

各機能の性能要件を以下に示す。なお、「第5章 信頼性等要件」に示す信頼性要件を満たすために必要な内容については、受託者の責任において、考慮すること。

CPU 性能、ディスク I/O 性能、ネットワーク性能等、システム全体のスループットの低下に関与する可能性がある部位については、受託者の責任において、性能評価をおこなうとともに、最適な製品選択を実施すること。なお、IaaS 基盤については、現行環境同様 Nutanix（AHV 指定）による構築とすること。

サーバ機器等設置場所であるデータセンターと電子計算機室間は、専用回線 1Gbps×2 本（Active-Active）で結んでいる。また、電子計算機室と出先機関のクライアント設置場所との通信回線は、NTT 西日本のビジネスイーサワイドで構築されているが、令和7年8月31日までに順次インターコネクテッドワンに切り替えており、各拠点は、L3 スイッチ又はルータによってネットワークが分割されている。電子計算機室への通信帯域は 1Gbps、出先機関との通信帯域は、5～100Mbps である。通信帯域を考慮した通信方式を選択すること（各出先機関との通信帯域は、別紙「出先機関等一覧」を参照）。

4.2.1 性能目標値

(1) クライアント起動目標値（通常時）

- ① クライアントの電源投入から、ログオン画面が表示されるまでの時間は 40 秒以内とする。ただし、閉域網経由で接続するテレワーク用通信回線に起因する時間を除く。

(2) ログオンスループット目標値（通常時）

- ① 利用者が、ログオン画面のログオンボタンを押下してから、公開デスクトップが使用できる状態になるまでの時間は、30 秒以内とする。
- ② ログオンスループットの低下の要因となる利用者プロフィールが肥大化しないよう、システムの構築時に考慮すること。

(3) ログオフ及び切断スループット目標値（通常時）

- ① 利用者が、仮想デスクトップからログオフ指示を実施してから、コネクションが切断されるまでの時間は、60 秒以内とする。
- ② 利用者が、仮想デスクトップインスタンスから切断指示を実施してから、コネクションが切断されるまでの時間は、30 秒以内とする。

(4) ピーク時のスループット目標値

- ① 業務開始時刻、業務終了時刻、会議開催時刻等、ピーク時に関するスループット目標値は、通常時の2倍以内とする。

4.2.2 規模目標値

(1) 共有フォルダの規模

- ① 共有領域として、25TB以上とすること。
- ② 指定したフォルダに対して、フォルダクォータを設定すること。

(2) 個人データの規模

- ① 個人データ（プロフィール・デスクトップ・マイドキュメント等）として、1人あたり、2GB以上とする。また、全領域で、合計10TB以上とすること。
- ② ユーザクォータを設定すること。

(3) 電子メールデータの規模

- ① 個人領域としてのクォータは定めない。現状の使用量は、全職員合計で6TB程度である。今後も増加が見込まれるため10TB以上を確保すること。メールサーバはNutanix上（データセンター側）への構築を想定しているため、Nutanix基盤構築時の必要リソースとして見込むこと。なお、メールの消失を防ぐため、Nutanixのデータ保護を用いて電子計算機室側にリモートスナップショットを確保しておく必要があるため、電子計算機室側のNutanixにも必要リソースを見込んでおくこと。

第5章 信頼性等要件

5.1 信頼性要件

本調達において納入されるハードウェアにかかる信頼性要件を以下に示す。

(1) ハードウェア機器

- ① ハードウェア機器のうち、システム構成上重要とされる機器は冗長化すること。
- ② ハードウェア機器障害時は冗長化機能を利用し、システム継続運用を可能とし、業務継続を実現すること。

(2) ハードウェア部品

- ① 各サーバ及びディスク装置に搭載するハードディスク等の記憶装置については、単体故障によるデータ損失を防ぐため、ハードウェアによるミラーリング方式又はブロック単位でのパリティ分散記録方式等を採用すること。
- ② 一時的にデータが保管される目的で使用されるハードディスク等については、冗長構成は必須ではない。

(3) システム中立性要件

- ① 本調達のハードウェア、ソフトウェア、環境構築及び本受託業務の成果物に関しては、他事業者がハードウェア保守、ソフトウェア保守、環境構築における設定追加・変更・取消を引き継ぐことが可能であること。

第6章 情報セキュリティ要件

6.1 基本方針

受託者は本調達仕様書の内容を踏まえた上で、納入する端末等・サーバ等のセキュリティ設計、パラメータ等の作成、全ての環境構築等にかかる作業を主体的に実施すること。

本調達における役務等の実施にあたって、受託者は「庁内OA システム・ネットワーク情報セキュリティ実施手順書」の内容を正しく理解、遵守すること。また、以下の要件を満たすセキュリティ管理を実施すること。その他、システム設計する上で必要な要件は契約締結後に富士市と協議すること。

なお、「庁内OA システム・ネットワーク情報セキュリティ実施手順書」は、契約締結後に開示する。

- (1) 受託者は、セキュリティ管理責任者を設けること。
- (2) 受託者は、「富士市情報セキュリティ基本方針及び富士市情報セキュリティ対策基準（以下「セキュリティポリシー」という。）」を遵守すること。なお、「セキュリティポリシー」は非公表であるが、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠しているため、必要に応じて参照すること。また「セキュリティポリシー」については契約締結後、受託者が富士市に守秘義務に関する誓約書を提出した際に開示する。
- (3) 受託者は、セキュリティに問題が生じた場合は速やかに富士市に報告し、必要な対策を講じること。

6.2 セキュリティ要件

6.2.1 サーバセキュリティ

- (1) 受託者は、OS の機能を最大限に活かしたセキュアな設定を行うこと（OS、ソフトウェアへのセキュリティパッチ適用、不要なサービスの停止等）。具体的な設定事項として、OS、ソフトウェア提供ベンダーが提供している推奨設定をベースとした設定を検討し、富士市の承諾を得ること。

6.2.2 クライアントセキュリティ

- (1) 受託者は、セキュアな運用を提案すること。

6.2.3 ネットワークセキュリティ

- (1) 受託者は、本システムのセキュリティ確保の観点から、関連するネットワークインフラを考慮した上で、必要な通信制御等の対応を実施すること。

6.2.4 その他

- (1) セキュリティパッチ対策要件
 - ① 事前検証
 - セキュリティパッチは、事前検証を行うことが望ましい。したがって、自動更新を実施する必要はない。
 - ② 運用方式

庁内 OA 化システム（端末・サーバ等）調達仕様書

- 事前検証後、遅滞なく適用すること。
- セキュリティパッチの適用を一元管理できる仕組みを設けることが望ましい。

第7章 情報システム稼働環境

7.1 システム全体構成

各サーバの詳細は、[第8章](#)を参照すること。

7.2 設置環境要件

7.2.1 サーバ（データセンター）

7.2.1.1 電源条件

- (1) 納入する機器は、100V 電源又は 200V 電源で稼働すること。電源プラグ形状は日本国内において一般的に使用されているものとする。定格が 100V の場合は、2 極接地極付差込型又は 2 極差込型を基本とする。
- (2) データセンター側で提供する電源コンセントを使用し電源供給をおこなう。電源コンセントが不足する場合は、役務の範囲内で用意すること。
- (3) 納入する機器が外国製品の場合は、国内の電源環境で動作可能であること。また、それを保証すること。

7.2.1.2 空調条件

- (1) 納入する機器全体の発熱量は、極力小さくなるよう考慮すること。
- (2) 空調効率を考慮した機器配置、レイアウトとすること。なお、データセンターに用意する設置スペースについては、別途富士市が提示するため、この中でレイアウトを行うこと。

7.2.1.3 設置条件

- (1) 納入する機器については、省スペース設計のものとする。
- (2) データセンターに設置する機器は、データセンターが用意するラックを利用すること。なお、ラック搭載機器は、1 ラックあたり 42 ユニット 6000W を上限とし、省スペースを意識して設計すること。使用可能なラックは 3 ラックを上限とする。
- (3) 納入する機器については、ラックに収納すること。
- (4) 設置にあたっては、稼働後の保守性を考慮した接続ケーブル等の整線・結線・タグ付け等を行うこと。
- (5) 機器の設置にあたっては、富士市と協議のうえ、稼働中の他の機器等に影響を与えないよう、細心の注意を払って実施すること。
- (6) 設置した機器のレイアウトを記載した書類（機器設置レイアウト図）、設置した機器のラック収容状況を記載した書類（ラック等サイズ）、機器間のケーブルの結線状態を記載した書類（接続／配線図）を納入すること。
- (7) 機器搬入に際しては、建物に傷をつけないよう、搬入ルートにおいて養生を行うこと。搬入スケジュール、搬入手順については、納入等計画書策定時に富士市と協議の上作成すること。

7.2.1.4 ラック等要件

(1) コンソール

- ① 搭載する全てのサーバを集中操作可能なコンソール環境を用意すること。
- ② 日本語に対応し、GUI 操作が可能であること。
- ③ キーボード、マウス（又はタッチパッド）、切り替えスイッチ等について用意すること。

(2) ケーブル等

- ① 要求仕様に係る構成を実現する上で必要となる、アダプタ類、ケーブル類及び電源ケーブル等については受託者が全て用意すること。また、ラック内においてOA タップ等が必要となる場合においても、受託者の責任と負担において用意すること。

7.2.2 サーバ（電子計算機室）

7.2.2.1 電源条件

- (1) 納入する機器は、100V 電源又は 200V 電源で稼働すること。電源プラグ形状は日本国内において一般的に使用されているものとする。定格が 100V の場合は、2 極接地極付差込型又は 2 極差込型を基本とする。
- (2) 電子計算機室内の分電盤を使用し電源供給を行うこと。旧環境との併設を行う場合には、電源容量に余裕のある系統から一時的な電源供給を行うなどの工夫をすること。
- (3) 納入する機器が外国製品の場合は、国内の電源環境で動作可能であること。また、それを保証すること。

7.2.2.2 空調条件

- (1) 納入する機器全体の発熱量は、極力小さくなるよう考慮すること。
- (2) 空調効率を考慮した機器配置、レイアウトとすること。なお、電子計算機室に用意する設置スペースについては、別途富士市が提示するため、この中でレイアウトを行うこと。

7.2.2.3 設置条件

- (1) 納入する機器については、省スペース設計のものとする。
- (2) 電子計算機室の機器設置スペースの天井高は 2,500mm 程度であるため、天井排熱型のシステムラックの場合の排熱空間等も含めてこの天井高以内で設置すること。
- (3) 納入する機器については、設置時床荷重を分散させるために、吸着板等を合わせて設置すること。
- (4) 納入する機器については、ラックに収納し、サーバ等に対する転倒防止・機器飛び出し防止等の耐震作業は受託者において実施すること。耐震を含めた設置作業については、別途富士市と協議の上、実施すること。なお、発生する耐震部材及び作業にかかる費用については、受託者の負担とすること。
- (5) 設置にあたっては、稼働後の保守性を考慮した接続ケーブル等の整線・結線・タグ付け等を行うこと。
- (6) 機器の設置にあたっては、富士市と協議のうえ、稼働中の他の機器等に影響を与えないよう、細心の注意を払って実施すること。
- (7) 設置した機器のレイアウトを記載した書類（機器設置レイアウト図）、設置した機器のラック収容状況を記載した書類（ラック等サイズ）、機器間のケーブルの結線状態を記載した書類（接続／配線図）を納入すること。

- (8) 機器搬入に際しては、建物に傷をつけないよう、搬入ルートにおいて養生を行うこと。搬入スケジュール、搬入手順については、納入等計画書策定時に富士市と協議の上作成すること。

7.2.2.4 ラック等要件

(1) サーバラック

- ① EIA 規格の 19 インチラックに準拠していること。
- ② 転倒防止策として、ラックに安定脚（スタビライザー）又は吸着板を設置すること。なお、設置する庁舎については、免震構造となっている。
- ③ 「[7.2.2.3 設置条件](#)」にて示す設置条件を考慮のうえ、必要なラック数を用意すること。

(2) コンソール

- ① 搭載する全てのサーバを集中操作可能なコンソール環境を用意すること。
- ② 日本語に対応し、GUI 操作が可能であること。
- ③ キーボード、マウス（又はタッチパッド）、切り替えスイッチ等について用意すること。

(3) ケーブル等

- ① 要求仕様に係る構成を実現する上で必要となる、アダプタ類、ケーブル類及び電源ケーブル等については受託者が全て用意すること。また、ラック内においてOA タップ等が必要となる場合においても、受託者の責任と負担において用意すること。

7.2.3 端末

- (1) 入出力用PC は、100V 電源で稼働するものとし、電源プラグ形状は2 極差込型とすること。
- (2) シンクライアント端末（別調達）を既存シンクライアント端末と入れ替える場合は、既存シンクライアント端末が使用していた電源コンセント及び有線の場合はLAN ケーブルを利用できるものとする。
- (3) シンクライアント端末（別調達）及び入出力用PC については、機器名称や管理番号等が記載されたシール等を貼り付け、合わせて一覧できる機器管理台帳を納入すること。
- (4) 設置にあたっては、稼働後の保守性を考慮した接続ケーブル等の整線・結線等を行うこと。
- (5) 設置作業は、2025 年11 月1 日から2025年12月 31 日の間に行うこと。なお、既存環境に影響を与える可能性がある場合は、夜間設置となることにも留意すること。
- (6) 設置にあたっては、富士市と協議のうえ、稼働中の他の機器等に影響を与えないよう、細心の注意を払って実施すること。
- (7) 設置した機器のレイアウトを記載した書類（機器設置レイアウト図）、機器間のケーブルの結線状態を記載した書類（接続／配線図）を納入すること。
- (8) 機器搬入に際しては、建物に傷をつけないよう、搬入ルートにおいて養生を行うこと。搬入スケジュール、搬入手順については、納入等計画書策定時に富士市と協議の上作成すること。

7.3 ソフトウェア構成

「[第5章 信頼性等要件](#)」に示す信頼性要件をシステム全体において満たすこと。各サーバ等のソフトウェア詳細は[第9章](#)を参照すること。

7.4 ネットワーク構成

「[第5章 信頼性等要件](#)」に示す信頼性要件及び本項記載の要件を、システム全体において満たすこと。既設システムにおける定義／接続の変更・追加についても、受託者の責任において関連業者と連携して実施すること。

本調達におけるサーバ／スイッチ間の通信帯域の幅や、冗長構成等は、受託者が最適と判断する構成を実施すること。また、本調達におけるスイッチと、既存基幹スイッチとの通信帯域の幅や、冗長構成等は、受託者と富士市と協議の上決定すること。

シンクライアント端末から富士市ネットワークへの接続は、無線LAN、有線LAN、閉域網による接続のいずれにおいても可能であるように設定すること。なお、無線LAN接続は、「富士市ネットワーク構築等業者」から提供される電子証明書（端末ごとに一意のものを提供する）をシンクライアント端末に設定してIEEE802.1X 認証及び暗号化通信を行うものとする。閉域網による接続は、別調達するモバイル回線が指定する設定にてセキュアに接続を行うものとする。

第8章 ハードウェア要件

8.1 ハードウェア等一覧

ハードウェア等の一覧を以下に示す。

受託者は、原則として表 8.1.1 に示すハードウェア等を必要な台数分用意すること。ただし、システム構成上、追加や修正がある場合には、富士市と協議の上、納品する。

表8.1.1 ハードウェア等一覧

No	機器種類	機器名称	DC	富士市	備考
1	サーバ	仮想化基盤	○	○	Nutanix（AHV）
2		公開デスクトップサーバ	○	▲	Citrix Virtual Apps and Desktops
3		公開アプリケーションサーバ	○	▲	Citrix Virtual Apps and Desktops
4		Active Directory 用サーバ	○	○	Nutanix基盤上に構築したドメインコントローラをデータセンター側と電子計算機室側にそれぞれ2台ずつ設置すること。
5		利用者プロファイル用サーバ	○	▲	NutanixFilesで構築し、データセンター側と電子計算機室側でレプリケーションを行うこと。
6		共有ファイル用サーバ	○	▲	NutanixFilesで構築し、データセンター側と電子計算機室側でレプリケーションを行うことが望ましい。
7		運用管理サーバ	○	▲	
8		ライセンスサーバ	○	▲	
9		SQL Server 用サーバ	○	▲	
10		認証管理サーバ	○	▲	顔認証等生体認証方式 日本電気株式製Neoface Monitorと同等の機能を有するもの 冗長構成必須
11		バックアップ用サーバ	○	×	磁気テープ装置を含む
12		マルウェア対策用サーバ	○	×	ApexOneのインフォメーションサーバを構築し、本調達内のサーバ等に対しパターンファイル等の配信を行う。 上流のインフォメーションサーバについては、富士市指定のサーバを用いること。
13		プリンタサーバ	○	▲	
14		メール用サーバ	○	×	内部MTA及びMUA(WebMail)
15		共同電算用VDI サーバ	○	×	(2 コア メモリ 4GB ディスク 50GB) ×40 台
16		共同電算用公開アプリケーションサーバ	○	×	Citrix Virtual Apps and Desktops (4 コア メモリ 32GB ディスク 200GB) ×16 台
17		DC 側IaaS 基盤	○	×	(2 コア メモリ 4GB ディスク 60GB) ×100 台
18		インターネット接続用公開アプリケーションサーバ	×	○	Citrix Virtual Apps and Desktops (Microsoft Edge、Google Chrome) (8 コア メモリ 64GB ディスク 200GB) ×16 台
19	ストレージ	ストレージ機器	○	▲	データセンター側、電子計算機室側ともにNutanixFilesを使用する。 物理構成のNAS等は不要。
20	ネットワーク	通信用スイッチ	○	○	サーバ等の通信に必要な数量（光ケーブル接続はSFP(1G)かSFP+(10G)のモジュールを含むこと）
21		ストレージ用スイッチ	○	○	ストレージを構成する上で必要な数量（光ケーブル接続はSFP(1G)かSFP+(10G)のモジュールを含むこと）

22	端末等	シンクライアント端末	×		ノート型1,950台 ※本調達とは別の契約にて調達する。
23		入出力用PC	×	○	ノート型250台（うち教育委員会分65・幼稚園4・こども園1） （VGA 又はHDMI 出力・無線有線LAN・DVDRW・マウス・テンキー・フィルタ・メモリーカードリーダー[SD, miniSD, microSD, MemoryStick, CF等]、カメラ）
24		WEBカメラ	×	○	窓口PC用WEBカメラ100台
25	その他	19 インチラック	×	○	既存ラックに収まらない場合のみ必要台数用意する。
26		KVM 装置	○	○	
27		UPS 装置	×	○	

○：必要、▲：通常時不要、非常時必要、×：不要

8.2 機器の要求仕様

「[第9章ソフトウェア要件](#)」に示すソフトウェアが稼働可能であること。また、セキュリティの強化・維持ならびに所有権を明確にするため、導入作業や導入後の運用で必要になる機材等は、本調達に全て含めること。

8.2.1 サーバ等の要求仕様

サーバ等機器のスペックや必要台数は、業務継続を考慮した構成とすること。通常運転時は、データセンター側で全ての公開デスクトップ（2400程度）を稼働させる。災害等によりデータセンターとの通信が途切れた場合には、電子計算機室側のみで200セッション程度の公開デスクトップが配信できる構成にすること。災害時環境の切り替えが自動で、又は手動であっても容易にできることとし、30分以内に完了すること。また、災害復旧時（通信回復時）には、簡易な操作で災害時環境に書き込んだ内容をデータセンター側の通常環境に書き戻しできること。

定期的に停電があること、業務の都合により稼働スケジュールを変更する場合があることなどを踏まえ、運用上負担の少ない方法を提案すること。

「表8.1.1 ハードウェア一覧」で指定する共同電算用VDIサーバは、構築期間を短縮するよう、「共同電算システム構築等業者」と連携してOS等の初期構築作業を支援すること（「共同電算システム構築等業者」が構築する仮想マシンイメージファイルをインポートしてもよい）。「表8.1.1 ハードウェア一覧」で指定する公開アプリケーションサーバは、構築期間を短縮するため、アプリケーション実装直前のマスターイメージを「共同電算システム構築等業者」に提供すること。また、事前に富士市既存環境を使用して、共同電算システムのアプリケーションを検証する環境構築を支援すること。

「表8.1.1 ハードウェア一覧」で指定するインターネット接続用公開アプリケーションサーバについて、ブラウザアプリケーションを800セッション程度（50セッション×16台を想定）同時配信できる構成にすること。

8.2.2 ストレージの要求仕様

ストレージはNutanixFilesで構築することが望ましい。NutanixFiles上のストレージは、次の目的で使用する。今後の増分を見込んで十分なリソースを確保すること。以下に見込み容量を記載するが、構築の都合上、

柔軟に割り当てを変えることができない場合には、さらに余裕をもったリソースを確保しておくこと。

(1) 個人用領域・ユーザプロファイル（現在使用量：3.3TB（1人当たり1.5GB））

富士市では、退職者の個人用領域を残す運用をしているため、使用量は累積となる点に注意が必要。
現在使用量の2倍程度（6～7TB）を見込む必要がある。

(2) 庁内共有用ファイルサーバ：（現在使用量：9.6TB）

各課のクォータを一律で1.5倍にしたいと考えている。そのため、更新後即座に15TB程度は埋まることになる。今後5年の増分を踏まえ、20～30TBを見込む必要がある。

8.2.3 シンククライアント端末の要求仕様

本調達で初期設定及び配布するシンククライアント端末は、富士市にて別途調達する。

8.2.4 入出力用PCの要求仕様

本調達で導入する入出力用PCは、執務室内の机上又は会議室等で使用する。また、シンククライアント端末上の仮想デスクトップで動作させることが難しいアプリケーションソフトウェアを動作させるために構築している仮想マシンへリモート接続するなどの用途で使用する。また、DVDRやCDRの作成、外部からのデータの取り込み、外部へのデータの取り出しのため、SDカードやCFなどの各種フラッシュメモリ等を使用する。重量や画面サイズなどは、前述の利用シーンを想定して機種選定すること。

- (1) 有線及び無線LANの両方が使用できること。また、無線LANは、周波数帯が2.4GHzと5GHzの両方を実装しており、無線LANの機能のON/OFFが可能なこと。原則として有線LANで接続する。必要に応じて、本庁舎及び消防防災庁舎及び教育プラザは、無線LANで接続することも可能とする。
- (2) 充電式の電池で稼働できること。
- (3) プロジェクタへ接続するため、VGA又はHDMIの出力ポートを有すること。
- (4) CDR及びDVDRの読み書きが一般利用者権限でできること。
- (5) ハードウェア機能(USBやSDスロット等)を管理者権限で無効とすることができること。
- (6) 光学マウスを付属すること。
- (7) テンキーを付属すること。（キーボード上にテンキーが無い場合）
- (8) プライバシフィルタを付属すること。
- (9) CPUはIntel Core-i5以上、メモリ8GB以上とすること。
- (10) 顔認証等生体認証用のWEBカメラ他ハードウェアを搭載すること。

第9章 ソフトウェア要件

9.1 前提条件

本調達の対象となる全てのソフトウェアに関する前提条件を示す。

- (1) 富士市がライセンス違反を犯さないよう、受託者の責任において必要なライセンスを納入すること。環境構築に必要なライセンスのうち、富士市で保有しているものは、そのライセンスを活用して構築すること。なお、ライセンスの中には、利用はできるもののサポート期間外のため、問合せやバージョンアップができないものもあるため、留意すること。
- (2) 行政機関向け及び教育委員会部局向けの安価なライセンスが選択できる場合は、積極的に検討すること。
- (3) 導入するソフトウェアにセキュリティに関する問題が確認された場合には、受託者において修正モジュール等を提供すること。この際受託者は、修正モジュールを適用した際の影響を調査した上で、富士市に適用可否の判断を仰ぎ、富士市の判断に基づいた迅速な対応を行うこと。ただし、製造元から修正モジュール等が無償で提供されない場合は、別途富士市と協議の上、対応方針を決定すること。
- (4) 導入するソフトウェアは、極力日本語に対応した製品であること。納品対象には、調達する製品に付属する取扱説明書等のドキュメント類も含むものとする。ただし、ドキュメント類は原則、日本語で書かれたものとする。
- (5) 導入するソフトウェアのうち、SA 権を付与することが妥当と判断されるソフトウェアについては、SA 権を付与した形で導入すること。
- (6) 富士市で作成した外字(Unicode 及びShift-JIS)をWindows 標準フォントへリンクすることによって、取り扱うことができること。また、外字ファイルの更新方法に関しても考慮すること。

9.2 サーバ等搭載ソフトウェア要件

本調達のうちサーバ等に搭載するソフトウェアを表 9.2.1 に示す。受託者は原則として表 9.2.1 に記載されているソフトウェアを納品するが、システム構成上、追加や修正がある場合には、富士市と協議の上、納品する。また、公開デスクトップ、公開アプリケーション関連のソフトウェアについても、サーバ等搭載ソフトウェア要件として記載するので留意すること。

「表 9.2.1 の No.11 「マルウェア対策」の「Trend Micro ApexOne」及び

「Server Protect for Windows」、「デスクトップ仮想化ミドルウェア」の「Citrix Virtual Apps and Desktops」、「チャット」の「Skype for Business」のライセンス契約を購入済みであるため、別途調達する必要はない。ただし、当該ソフトウェアのライセンス範囲外のソフトウェアが必要な場合、または、当該ソフトウェアのライセンスを使用しない場合は、必要となるソフトウェア及びライセンスを提案に含めること。サーバ及びクライアントのマルウェア対策を統括管理するため、パターンファイル等の定義ファイルを配信する統合サーバについては、本調達内で構築すること。

表9.2.1 のNo.20「その他フリーウェア（公開デスクトップ）」は、既存庁内OA システムの公開デスクトップサーバに導入されているフリーウェアである。受託者は「既存庁内OA システム構築等業者」と連携して、ソフトウェアの導入及び公開デスクトップのイメージ作成を実施すること。

表9.2.1 のNo.21「日本電気㈱製フォント」は、既存庁内OA システムの公開デスクトップサーバに導入されているフォントである。このフォントは富士市向けにカスタマイズされたものであり、他事業者による導入は困難である。受託者は日本電気㈱に導入作業を委託すること。作業費用および消費税 について、構築費用に含めること。

表9.2.1 のNo.22「その他業務ソフトウェア（公開デスクトップ）」は、既存庁内OA システムの公開デスクトップサーバに導入されている業務アプリケーションである。受託者は「既存庁内OA システム 構築等業者」及び「個別業務システム構築等業者」と連携して、ソフトウェアの導入及び公開デスクトップのイメージ作成を実施すること。

表9.2.1 のNo.24「その他フリーウェア（公開アプリケーション）」は、既存庁内OA システムの公開アプリケーションサーバに導入されているフリーウェアである。受託者は「既存庁内OA システム構築等業者」と連携して、ソフトウェアの導入及び公開アプリケーションのイメージ作成を実施すること。

表9.2.1 のNo.25 その他業務ソフトウェア（公開アプリケーション）」は、既存庁内OA システムの公開アプリケーションサーバに導入されている業務アプリケーションである。受託者は「既存庁内OA システム構築等業者」及び「個別業務システム構築等業者」と連携して、ソフトウェアの導入及び公開デスクトップのイメージ作成を実施すること。

表9.2.1 サーバ等搭載ソフトウェア

No	項目	名称		ライセンス調達の要否	備考
		製品名称	バージョン		
1	ハイパーバイザ	AHV (Nutanix)		要	
2	デスクトップ仮想化ミドルウェア	Citrix Virtual Apps and Desktops7	2203	不要	富士市保有のライセンスを使用すること。
3	オペレーティングシステム	Windows Server	2022以上	要	Data Center Edition を選択しない場合は、イントラネットサーバ用ライセンスを1 個含めること
4	オペレーティングシステム	Red Hat Enterprise Linux	9以上	要	5 Device
5	CAL	Windows Server Device CAL		要	2,450 + 250（入出力PC分） Device （うち教育委員会部局 380） ※2022CAL は2360デバイス分保有。

6	RDS ライセンス	Windows RDS Device CAL		要	2,450 Device (うち教育委員会部局380)
7	仮想デスクトップ 接続ライセンス	VrtlDtpACC E3 Dev Subsc VrtlDtpACC E3 User Subsc		要	250 Device
8	SQL サーバライセ ンス	SQL Server	2016以上	要	最適なライセンス形態を提案 すること
9	顔認証	NeoFace Monitor		要	3000 Device
10	リモート接続			-	最適なものを提案すること
11	マルウェア対策	TrendMicro ApexOne TrendMicro ServerProtection for Linux		要	Windows 版のみ富士市が保有 しているものを使用 (Linux 版等は別途調達すること)
12	オフィス製品	Microsoft Office 2024 LTSC		要	2,700 Device (うち教育委員会部局 380)
13	画像編集	Adobe Photoshop EL		要	300 ライセンス、同等品可
14	ブラウザ	Microsoft Edge Google Chrome		-	
15	PDF 参照	Adobe Reader		-	
16	動画閲覧	Windows Media Player VLCMediaPlayer		-	
17	電子メール機能	WitchyMail		要	5000User、ウェブ形式のメー ラーであれば同等品可
18	一太郎ビューア	一太郎Viewer		-	
19	圧縮・解凍ツール	CubeIce (フリーウェア)		-	同等品可
20	その他フリーウェア (公開デスクトッ プ)	BASP21 J2SE Runtime Environment .NET Framework 3.5/4.8 .NET Core 8 Microsoft Silverlight MSXML6 MySQL Connector 3.51 / 5.1 WinShot		-	その他、現在の環境で 使用しているもの・必要なも のについてはインストールす ること
21	日本電気(株)製フォン ト	Font Avenue JIPS -G0/G1 集合ー Font Avenue JIPS -外字オプショ ンー Font Avenue JIS78/90 文字セ ット Font Avenue JIPS 拡張文字セ ット 外字コントロール2000		不要	富士市が保有しているものを 使用 富士市及び「個別業務システ ム構築等業者」に含まれる日 本電気(株)から指示を受けて作 業すること
22	その他業務ソフトウ ェア (公開デスクト ップ) ※既存アプリケーシ ョンを使用	DocuWorks 9.1		不要	富士市が保有しているものを 使用 「個別業務システム構築等業 者」に含まれる富士フイルム ビジネスイノベーションジャ パンから指示を受けて作業す ること
23		JEF 拡張漢字サポートV7.1		不要	富士市が保有しているものを 使用 「共同電算システム構築等業 者」から指示を受けて作業す ること

庁内 OA 化システム（端末・サーバ等）調達仕様書

24	その他フリーウェア （公開アプリケーション）	J2SE Runtime Environment .NET Framework 3.5/4.8 .NET Core 8 Microsoft Silverlight MSXML6 JW_Cad			その他、現在の環境で 使用しているもの・必要なものについてはインストールすること
25	その他業務ソフトウェア（公開アプリケーション） ※既存アプリケーションを使用				別紙「公開アプリケーション一覧」を参照すること。

9.3 シンククライアント端末搭載ソフトウェア要件

本調達とは別に富士市で調達するシンククライアント端末に搭載するソフトウェアを表 9.3.1 に示す。受託者は原則として表9.3.1に記載されているソフトウェアを納品するが、システム構成上、追加や修正がある場合には、富士市と協議の上、納品する。

表9.3.1 クライアント搭載ソフトウェア

No	項目	名称		ライセンス調達の要否	備考
		製品名称	バージョン		
1	オペレーティングシステム				最適なものを提案し、必要に応じてライセンスを調達すること。
2	リモート接続用クライアント	Citrix Receiver またはその後継製品			
3	リモート接続用クライアント	Microsoft Remote Desktop		-	
4	クライアント管理エージェント	資産管理システム（別調達により選定）			1,950 Device分のライセンスは別調達。
5	バックアップ及びリカバリ				容易にイメージリカバリができること。最適なものを提案し、必要に応じてライセンスを調達すること。
6	自動設定				接続情報等を遠隔自動設定できること。最適なものを提案し、必要に応じてライセンスを調達すること。
7	キオスク設定				最適なものを提案し、必要に応じてライセンスを調達すること。
8	顔認証等生体認証ドライバ	日本電気株式会社製 NeoFace Monitorまたはその他製品		要	顔認証等生体認証が動作すること。
9	無線接続用電子証明書			不要	別途指定する。

9.4 入出力用PC 搭載ソフトウェア要件

本調達のうち入出力用PCに搭載するソフトウェアを表 9.4.1 に示す。受託者は原則として表 9.4.1 に記載されているソフトウェアを納品するが、システム構成上、追加や修正がある場合には、富士市と協議の上、納品する。入出力用PCは、DVDR やCDR の作成や、外部で作成したメディアなどの情報を、ネットワーク内部に取り込む際に使用する。また、公開デスクトップや公開アプリケーションで動作させることが困難なアプリケーションや、使用頻度が低く、適用範囲が狭いアプリケーション等を動作させる際に使用する。また、通信回線の障害時でもいくつかの作業ができる環境を構築する。なお、全てのソフトウェアは、管理者権限でなく、一般のドメインユーザ権限で動作するものを選定すること。

表9.4.1 入出力用PC 搭載ソフトウェア

No	項目	名称		ライセンス調達の要否	備考
		製品名称	バージョン		
1	オペレーティングシステム	Windows 11 Pro 以上		要	最適なものを提案すること
2	追加オペレーティングシステム	Windows VDA ライセンス		要	仮想環境で利用するため250 ライセンス
3	オフィス製品	Microsoft Office 2024 LTSC		要	250 Device（うち教育委員会部局47・幼稚園4・こども園2）
4	ブラウザ	Google Chrome Microsoft Edge		-	
5	PDF 参照	Adobe Acrobat Reader		-	
6	動画閲覧	Windows Media Player		-	
7	CD,DVD ライティングツール			要	最適なものを提案し、必要に応じてライセンスを調達すること。
8	クライアント管理エージェント	資産管理システム（別調達により選定）			250Device分のライセンスは別調達。
9	圧縮・解凍ツール	CubeIce（フリーウェア）		-	同等品可
10	顔認証等生体認証ドライバ	日本電気株式会社製 NeoFace Monitorまたはその他製品		要	顔認証等生体認証が動作すること。
11	フリーウェア			-	他の事例において必要とされたフリーウェアがある場合は提案すること
12	DocuWorksViewer			-	
13	無線接続用電子証明書				別途指定する。

第10章導入要件

10.1 基本方針

受託者は、受託者において納入するハードウェア及びソフトウェアのシステム環境全体に係る環境設計、パラメータ等の作成、機器の搬入、組上げ、設置、環境構築、富士市が別途指定する設定内容の反映及びそれらにかかる動作確認テスト等、システムの導入にかかる役務を実施し、設備全体の動作保証を担保すること。

また、導入期間中における富士市等への支援作業を行うこと。支援作業は本調達の範囲であり、受託者の負担により役務を実施すること。なお、支援作業については、導入期間中随時発生するものとし、富士市からの問い合わせに対応するための十分な体制を整備すること。導入にあたり、受託者側の対応体制は、事前に富士市に提出し、承認を得ること。

10.2 設計等要件

(1) システム設計書、環境定義書、環境構築手順書の作成

受託者は、「システム設計書」「環境定義書」「環境構築手順書」を作成すること。参考として「システム設計書」の一例を以下に示す。

- ① システム構成設計書
- ② 環境設計書
- ③ システム処理方式設計書
- ④ セキュリティ／ネットワーク設計書
- ⑤ システム信頼性設計書
- ⑥ システム性能設計書
- ⑦ システム運用・保守設計書
- ⑧ システム環境テスト基本計画書

(2) システム設計書、環境定義書、環境構築手順書の納入

受託者の責任において「システム設計書」「環境定義書」「環境構築手順書」を納入すること。

10.3 機器の導入要件

10.3.1 サーバ機器のデータセンターへの搬入・設置

(1) データセンター

- ① 本調達で納入するサーバ機器は、2025年7月から2025年12月までの6ヶ月間、データセンターにて構築することができる。
- ② データセンターは、富士市が別に契約する静岡県内のデータセンターとする（詳細な場所は契約時に提示）。データセンターの利用料は富士市が負担するが、利用料を算定するため、構成機器の消費電力総量及び必要なラック数を富士市に提示すること。なお、1ラックあたり

の電力量は 6000W を上限とする。

(2) 搬入・設置

- ① 本調達で納入するサーバ機器のデータセンターへの搬入・設置は、富士市が別途指定するが、数量、納期等は「[第2章 調達の概要](#)」「[第8章 ハードウェア要件](#)」「[第9章 ソフトウェア要件](#)」を参照すること。また、受託者は、搬入・設置可能時間帯などの詳細について、本調達で納入する機器の納入計画時に富士市に確認すること。
- ② 受託者は、本調達で納入するサーバ機器の搬入・設置にあたり、事前に「レイアウト図」「電源系接続／配線図」「LAN 等接続／配線図」を作成し、富士市の承認を得ること。なお、サーバ設置場所の実地調査が必要な場合は、富士市にその旨申し出ること。実地調査の日程については、富士市と協議の上、別途指示する。
- ③ サーバ機器の搬入にあたっては、受託者は、設備に損害を与えないよう、建物内外、通路、階段及びエレベータ等の保護（養生）を実施するとともに、データセンターへの搬入条件を確認の上、所定の場所に搬入し、完了次第、速やかにその旨を報告すること。設備に損害を与えた場合には、直ちに富士市及びデータセンター管理者に報告すること。
- ④ サーバ機器の搬入経路及び荷物エレベータの利用については、受託者は富士市またはデータセンター管理者の指示に従うこと。
- ⑤ サーバ機器の搬入にあたっては、受託者は休日及び夜間搬入の場合があることにも留意すること。
- ⑥ サーバ機器の搬入にあたっては、受託者は富士市と協議のうえ、稼働中の他の機器等に影響を与えないよう、細心の注意を払って実施すること。
- ⑦ 受託者は、サーバ機器の搬入後、組上げ、設置、富士市が別途指定する設定内容の反映及びそれらにかかる動作確認テスト等の作業を実施し、富士市の承認を得ること。
- ⑧ 受託者は、サーバ機器の搬入・設置にあたって発生した不要物は速やかに回収し、受託者の責任と負担において、適法かつ安全に廃棄すること。

(3) 機器の初期動作確認テスト

- ① 受託者は、導入した機器の初期動作確認テストを、富士市の承認の下で実施すること。
- ② 受託者は、サーバ機器の搬入後に行う機器単体での基本動作及び機器間の接続を確認するテストに必要な、初期動作確認事項一覧及び初期動作確認手順書を作成し、事前に富士市に提出して承認を得ること。なお、機器の初期動作確認テストとして、以下に示すテストを実施すること。
 - ・サーバ : 電源投入確認、BIOS 画面確認、I/O 装置との疎通確認
 - ・ストレージ : 電源投入確認
 - ・ネットワーク機器 : 電源投入確認、リンクアップ確認
- ③ 受託者は、初期動作確認テスト終了後は初期動作確認報告書を作成し、富士市に提出して承認を得ること。
- ④ 機器の初期動作確認テストにあたって必要なデータについては、受託者において用意すること。

10.3.2 サーバ機器の電子計算機室への搬入・設置

(1) 搬入・設置

- ① 本調達で納入するサーバ機器の搬入・設置先は、富士市が別途指定するが、数量、納期等は「[第 2 章 調達の概要](#)」「[第 8 章 ハードウェア要件](#)」「[第 9 章 ソフトウェア要件](#)」を参照すること。また、受託者は、移設・搬入・設置可能時間帯など詳細は本調達で納入する機器の納入計画時に富士市に確認すること。
- ② 受託者は、本調達で納入するサーバ機器の搬入・設置にあたり、事前に「レイアウト図」「電源系接続／配線図」「LAN 等接続／配線図」を作成し、富士市の承認を得ること。なお、電子計算機室の実地調査が必要な場合は、富士市にその旨申し出ること。実地調査の日程については、富士市と協議の上、別途指示する。
- ③ サーバ機器の搬入にあたっては、受託者は、設備に損害を与えないよう、建物内外、通路、階段及びエレベータ等の保護（養生）を実施の上、富士市の指示に従って所定の場所に搬入し、完了次第、速やかにその旨を報告すること。設備に損害を与えた場合には、直ちに富士市に報告するとともに、富士市の指示に従うこと。
- ④ サーバ機器の搬入経路及び荷物エレベータの利用については、受託者は富士市の指示に従うこと。
- ⑤ サーバ機器の搬入にあたっては、受託者は休日及び夜間搬入の場合があることにも留意すること。
- ⑥ サーバ機器の搬入にあたっては、受託者は富士市と協議のうえ、稼働中の他の機器等に影響を与えないよう、細心の注意を払って実施すること。
- ⑦ 受託者は、サーバ機器の搬入後、組上げ、設置、富士市が別途指定する設定内容の反映及びそれらにかかる動作確認テスト等の作業を実施し、富士市の承認を得ること。
- ⑧ 受託者は、サーバ機器の搬入・設置にあたって発生した不要物は速やかに回収し、受託者の責任と負担において、適法かつ安全に廃棄すること。

(2) 機器の初期動作確認テスト

- ① 受託者は、導入したサーバ機器の初期動作確認テストを、富士市の承認の下で実施すること。
- ② 受託者は、サーバ機器の搬入後に行う機器単体での基本動作及び機器間の接続を確認するテストに必要な、初期動作確認事項一覧及び初期動作確認手順書を作成し、事前に富士市に提出して承認を得ること。なお、機器の初期動作確認テストとして、以下に示すテストを実施すること。

・サーバ	: 電源投入確認、BIOS 画面確認、I/O 装置との疎通確認
・ストレージ	: 電源投入確認
・ネットワーク機器	: 電源投入確認、リンクアップ確認
- ③ 受託者は、初期動作確認テスト終了後は初期動作確認報告書を作成し、富士市に提出して承認を得ること。
- ④ サーバ機器の初期動作確認テストにあたって必要なデータについては、受託者において用意すること。

10.3.3 環境構築等作業

(1) 環境構築作業

受託者は、サーバ機器の初期動作確認テストの後に、「環境構築手順書」に従い、サーバハードウェアへのソフトウェアのインストール、設備全体にかかるハードウェア及びソフトウェアにかかる環境構築を実施すること。

なお、環境構築作業の実施にあたり、作業スケジュールの調整等、主体的に富士市及び関連業者と調整を行うこと。

10.3.4 端末等機器の搬入・設置及び既存機材の回収

(1) 搬入・設置

- ① 本調達で納入する端末等の、本庁舎、消防防災庁舎及び出先機関への搬入・設置は、富士市が別途指定するが、数量、納期等は「[第2章 調達の概要](#)」「[第8章 ハードウェア要件](#)」「[第9章 ソフトウェア要件](#)」を参照すること。また、受託者は、移設・搬入・設置可能時間帯など詳細は本調達で納入する機器の納入計画時に富士市に確認すること。
- ② 受託者は、本調達で納入する端末等機器の搬入・設置にあたり、事前に「レイアウト図」「電源系接続／配線図」「LAN 等接続／配線図」を作成し、富士市の承認を得ること。
- ③ 端末等機器の搬入にあたっては、受託者は、設備に損害を与えないよう、必要に応じて建物内外、通路、階段及びエレベータ等の保護（養生）を実施の上、富士市の指示に従って所定の場所に搬入し、完了次第、速やかにその旨を報告すること。設備に損害を与えた場合には、直ちに富士市に報告するとともに、富士市の指示に従うこと。
- ④ 端末等機器の搬入経路及び荷物エレベータの利用については、受託者は富士市の指示に従うこと。
- ⑤ 端末等機器の搬入にあたっては、受託者は休日及び夜間搬入の場合があることにも留意すること。
- ⑥ 端末等機器の搬入にあたっては、受託者は富士市と協議のうえ、稼働中の他の機器等に影響を与えないよう、細心の注意を払って実施すること。
- ⑦ 受託者は、端末等機器の搬入後、組上げ、設置、富士市が別途指定する設定内容の反映及びそれらにかかる動作確認テスト等の作業を実施し、富士市の承認を得ること。
- ⑧ 受託者は、端末等機器の搬入・設置にあたって発生した不要物は速やかに回収し、受託者の責任と負担において、適法かつ安全に廃棄すること。
- ⑨ 受託者は、既に設置済みの端末等機器のうち、本調達で入れ替えとなる機器を回収の上、富士市が指定する場所へ搬入すること。

(2) 機器の初期動作確認テスト

- ① 受託者は、導入した端末等機器の初期動作確認テストを、富士市の立会いの下で実施すること。
- ② 受託者は、端末等機器の搬入後に行う機器単体での基本動作及び機器間の接続を確認するテストに必要な、初期動作確認事項一覧及び初期動作確認手順書を作成し、事前に富士市に提出して承認を得ること。なお、機器の初期動作確認テストとして、以下に示すテストを実施すること。

・ 端末 : 電源投入確認、リンクアップ確認、疎通確認

- ③ 受託者は、初期動作確認テスト終了後は初期動作確認報告書を作成し、富士市に提出して承認を得ること。
- ④ 端末等機器の初期動作確認テストにあたって必要なデータについては、受託者において用意すること。
- ⑤ 端末等機器の設置の際に、既存の端末等機器を回収すること。

10.3.5 環境移行等作業

(1) 環境移行作業

受託者は、機器の環境構築作業に引き続き、既存の庁内OA システムで利用中のソフトウェアのインストール、設定作業を実施する関連業者を支援すると同時に、各種システムパラメータや稼働スクリプトの作成に関しても支援を行うこと。ただし、手順等を提示することで作業可能なソフトウェアに関しては富士市の指示を受けて実施すること。また、既存データの移行も富士市及び関連業者と連携して実施すること。

なお、関連業者への指示等は富士市で行うが、環境移行作業の実施にあたり、作業スケジュールの調整等、主体的に富士市及び関連業者と調整を行うこと。

① 公開アプリケーション（既存業務システム）の移行

表10.3.1 公開アプリケーションの一例

カテゴリ	アプリケーション名	内容
住民記録・税	MICJET MISALIO	富士通Japan Microsoft Edge
	税務LAN	富士通Japan
	家屋評価	SBS情報システム
THINKTAX CS	THINKTAX	シンク
	THINKTAX CS	シンク
ポータル	GPRIME	Microsoft Edge
	GPRIMESSO	Microsoft Edge
イントラネット	お知らせボード	Microsoft Edge
	公印	Microsoft Edge
	在籍表示	Microsoft Edge
健康管理	健康かるて	両備システムズ
上下水道	AMAS(下水道)	フューチャーイン 企業会計システム
	AMAS(上水道)	フューチャーイン 企業会計システム
総合窓口	OneStopDSK	NEC
	総合窓口システム	NEC
その他	FileMaker	ファイルメーカー
	FileMaker 文化財	ファイルメーカー
	Jw_Cad	フリーウェア（分離アプリ環境）
	Mandara	フリーウェア
	SimpWright6	Microsoft Edge
	SkyLinkV12	RDS

	公営住宅athome	JCC
	公営企業会計	フューチャーイン
	公園管理	パスコ
	受益者負担金システム 520	三谷コンピュータ
	住民閲覧台帳	Adobe Acrobat Reader
	地籍情報管理	ケイエルシステム
	旅費計算	県配布（分離アプリ環境）
	Photoshop Elements	Adobe
	GIMP	画像編集フリーソフト
	Inkscape	画像編集フリーソフト
	まいく郎	FM システム

この表は一例である。詳細は別紙「公開アプリケーション一覧」を参照すること。

- ② インターネット接続系の公開アプリケーションの移行（「インターネット分離環境構築等業者」と連携すること）
- ③ メールボックスのデータ移行
- ④ 共有フォルダのデータ移行
 - ※議員等の一部ユーザについて、共有フォルダを参照させないようにする等、アクセス権の設定を富士市の指示に従い行うこと。
- ⑤ マイドキュメント・デスクトップのデータ移行
- ⑥ Active Directory のユーザ及びグループ情報等の移行
- ⑦ 共有プリンタのドライバ及び設定項目等の移行（「複合機システム構築等業者」と連携すること）
- ⑧ システム稼働スクリプトの移行。

表10.3.3 システム稼働スクリプトの一例

スクリプト	内容
アプリケーションサーバログオン	HKCU レジストリ上書き 外字リンク 環境変数の設定
システム全停止	リモートシャットダウンコマンド発行 ファイルサーバに対するクラスタシャットダウン
バックアップ	サーバのバックアップ ストレージのバックアップ
VirtualAppsサーバの有効無効スイッチ	節電のためログオン無効処理 VirtualAppsサーバのシャットダウン
VirtualAppsサーバセッション確認	セッション確認コマンド発行 ログファイルの作成

庁内 OA 化システム（端末・サーバ等）調達仕様書

デスクトップサーバログオフ	Office QAT 回避 Microsoft Edge クッキー及びキャッシュ削除テンポラリー ファイル削除 最近使ったファイルショートカット削除
デスクトップサーバログオン	HKCU レジストリ上書き 外字リンク(Shift-JIS, UNICODE, 外字コントロール) デスクトップショートカット作成 スタートメニューリンク作成 ネットワークプレイス作成 不要なショートカット削除 Office QAT 復元 IME 辞書移行
端末アプリケーション起動	ドライブマップ生成
端末アプリケーション終了	プロセス番号から強制終了
福祉アプリケーション起動	設定ファイルのコピー・復元
福祉アプリケーション終了	設定ファイルの削除・回避
TrendMicro ApexOne仮想環境用設定	GUID を設定
入出力PC 用ログオン	ログオンスクリプト
IMA 復旧	IMA 自動復旧
ストレージ関連	レプリケート セバレート
メッセージ送信	全利用者へメッセージ送信
電源オフ	全てのサーバの電源を切る
電源オン	全てのサーバの電源を入れる。
縮退運転開始	計画停電等への対応
縮退運転終了	計画停電等への対応
生活保護アプリケーション起動	アプリケーション起動
シャドーコピー作成	シャドーコピー作成
サーバスタートアップ	ApexOneパターン更新 アプリケーション最新化 GPO 適用 サービス起動
200V サーバ電源OFF	200V 系サーバの電源OFF
システム電源OFF	システム電源のOFF
システム全起動	システム全体を起動
vDisk の複製	vDisk の複製
配信	各種スクリプトを関連サーバへ配信

※表中は旧環境で作成したものであり、円滑な運用に必要なものを適宜作成すること。

(2) リリース前確認テスト

受託者は、リリース前の動作確認テストを実施すること。

- ① 受託者は、リリース前確認テストに必要な「リリース前確認手順書」を作成し、事前に富士市に提出して承認を得ること。
- ② 受託者は、「リリース前確認手順書」に基づき、リリース前確認テストを実施すること。なお、リリース前に実施すべき具体的なテスト項目、テストスケジュール、テスト方法、及びテスト結果確認方法について提案すること。

10.4 その他

10.4.1 関連業者への技術的サポート

受託者は、本システムの導入作業時に、富士市や関連業者からの問い合わせやレビュー等への参加要請に対し、ハードウェア及びソフトウェアに関するエラー対応や技術的サポート等、主体的に必要な支援を行うこと。

10.4.2 端末導入に伴う作業

受託者は、シンクライアント端末（別調達及び既存のすべて）が 2026 年1 月から本調達の庁内OA サーバへ接続することに留意すること。円滑な移行を図るための経過措置として、新端末用・既存端末用としてStoreFrontやDeliveryControllerを共存させても構わないが、サーバの切り替えに併せて、新旧いずれの環境においても、本調達で導入した端末が正しく庁内OA サーバへ接続できるよう、必要な設定を行うこと。

既存環境では、シンクライアント端末側はローカルユーザでログインし、仮想デスクトップサーバへのログイン時にデスクトップサーバに設定したカスタムクレデンシャルプロバイダ（Arcacalavis Ways）で ICカード・パスワードによるドメインログオンをしている。

新環境では、シンクライアント端末側で顔認証＋パスワードを用い、ドメインユーザでログオンを行い、ドメインパススルー認証を用いてStoreFrontにログインして仮想デスクトップサーバにログオンする。

そのために必要となるシンクライアント端末側のカスタムクレデンシャルプロバイダ（顔認証用）、及び富士市が用意するキオスク化用バッチを用いたインストールを行うこと。なお、キオスク化用バッチのインストールを行うことで、Shellの差し替え、Wi-Fi設定、ドメイン参加、ポリシー適用までが完了するが、バッチの実行場所は富士市のWi-Fi環境下（本庁舎又は消防防災庁舎内）である必要があるため注意すること。

シンクライアント端末は、別調達で新たに導入する全台に対してモバイル通信機能を持たせるため、モバイル通信用のeSIM設定をインポートする必要がある。シンクライアント端末にインポートするeSIM設定については、富士市側で用意したものをインポートすること。eSIMのプロファイルダウンロード時に必要となるインターネット回線については、富士市が指定するものを使用すること。

別調達する資産管理システムのエージェントプログラムを富士市の指示を受けてインストールし、設定ファイルやプログラム等の配信及び実行を行うことができるように設定すること。

第11章テスト要件

11.1 基本方針

受託者は、ハードウェア及びソフトウェアにかかる環境構築作業後に「表 11.1 テスト項目一覧」の確認テストを行うこと。

表11.1 テスト項目一覧

テスト項目		概要
環境動作確認	システム単体確認	起動確認
		ソフトウェア機能確認
	システム連動確認	機器間NW 疎通確認
		ソフトウェア間連動確認
通常運用確認	開始運用	ジョブ管理ソフトウェア等によるシステム起動確認
	停止運用	ジョブ管理ソフトウェア等によるシステム停止確認
	機能確認	時刻同期確認
		ジョブ管理ソフトウェア等によるジョブ運用確認
		ネットワーク管理ソフトウェア等による障害監視／通知確認
保守運用確認	保守時の開始運用	手動によるシステム起動確認
	保守時の停止運用	手動によるシステム停止確認
	再起動運用	手動による再起動確認
	パッチ適用手順確認	ソフトウェアパッチ等の適用手順の確認
	ログ運用の確認	各種ログ運用の確認
障害時運用確認	バックアップ・リストア確認	システムバックアップの運用確認
		システムバックアップからのリストア確認
		データバックアップからのリストア確認
	ハードウェア障害確認	通信系障害確認(NW 機器障害確認含む)
		サーバ機器障害確認
	ソフトウェア障害確認	ソフトウェア障害確認
性能確認	単体性能確認	オンライン処理性能確認（リソース確認含む）
	高負荷性能確認	オンライン処理性能確認（リソース確認含む）
	データ格納性能確認	投入データ格納性能確認（リソース確認含む）
	ロングラン確認	ロングラン時のシステム正常性確認（リソース確認含む）

11.2 テスト計画書等の作成

受託者は、「表 11.1 テスト項目一覧」の各テスト工程で受託者が主体的に実施するテスト項目のスケジュール、実施体制、実施内容について記述したテスト計画書を作成すること。またテストの観点、開始・終了条件、運営方法、実施要領について記述したテスト実施手順書を作成すること。

また、テストの実施にあたっては、「既存庁内OA システム構築等業者」「富士市ネットワーク構築等業者」「複合機システム構築等業者」と連携して行う必要があることから、テストの計画段階において、受託者は作業手順や実施スケジュールにおける関連業者との調整等、主体的に行うこと。「表 11.1 テスト項目一覧」は必須テスト項目であるが、そのほかにテストが必要と判断した場合はこれを提案すること。

11.3 テスト要件

受託者は、テスト計画書に基づき、関連業者との連携のうえ、テストを実施すること。テスト期間中において、富士市及び関連業者からのハードウェア等に関する問い合わせやレビューへの参加要請等に対し、ハードウェア等の持つ技術／特性等を考慮した提言や機器の詳細情報（カタログ値以上に詳細なスペック情報等）の提供等、ハードウェア等に関するエラー対応や技術的サポートについて、迅速かつ積極的な対応に努め、富士市及び関連業者をハードウェア等の技術面からサポートする。

また、「[第3章 情報システムの要件](#)」、「[第4章 規模・性能要件](#)」に示す各種要件の充足について、受託者の責任範囲であるため、性能要件未達等の不具合が発生した場合においては、既存環境の改修を行うことなく、受託者の責任と負担においてチューニング等必要な対策を実施すること。なお、受託者にて必要な対策を実施した上で問題が解決せず、受託者の範囲外の観点からの問題判別が必要と判断した場合は、富士市及び関連業者に協力・支援を要請して対応を実施すること。

最終確認テストは、システム全体の通常運用確認、性能確認等を目的としたテストを実施する。テスト期間中は、既存環境が稼働中であることに留意し、最終確認テスト実施後、既存業務に影響を与えることがないよう、受託者の責任において実施すること。なお、「表11.1 テスト項目一覧」に示すテスト項目に加え、受託者においてシステム環境の安定稼働を保証するために必須と考える、具体的なテスト項目、テストスケジュール、テスト方法及びテスト結果確認方法について提案すること。

第12章運用／保守要件

12.1 基本方針

受託者は、納入した端末等・サーバ等一式を正常に稼働させ、機器の故障など当該設備に不具合が生じた場合でもこれをただちに回復させ、事務の質を低下させることのないよう、次に掲げる業務を行う。

- (1) 端末等・サーバ等一式の運用・保守設計
- (2) 端末等・サーバ等一式の保守
- (3) 端末等・サーバ等一式の運用支援

12.2 役割分担／体制

システム運用・保守に係る受託者と関連業者との作業の概要を表 12.2.1 に示す。

表12.2.1 受託者と関連業者と作業の概要

業者	作業内容
受託者	本調達の設備等一式の運用・保守
既存庁内OA システム構築等業者	既存庁内OA システムの運用・保守
富士市ネットワーク構築等業者	既存富士市ネットワークの運用・保守
複合機システム構築等業者	既存複合機システムの運用・保守
共同電算システム構築等業者	共同電算システムの運用・保守
個別業務システム構築等業者	各課調達の業務システムの運用・保守
インターネット分離環境構築等業者	既存インターネット分離環境の運用・保守

12.3 運用・保守設計要件

受託者は、「12.2 役割分担／体制」に示す枠組みにより稼働後の運用支援・保守を実施することを考慮し、「システム設計書」等に基づき保守設計を行うこと。

12.3.1 運用・保守設計

受託者は、受託者の責任において「運用・保守マニュアル」「障害回復マニュアル」を納入すること。

12.4 運用要件

受託者は、富士市の指示のもと、問い合わせやレビュー等への参加要請等に対し、ハードウェア及びソフトウェアに関するエラー対応や技術的サポート等、システム全体にかかる運用支援を行うこと。

12.5 保守要件

受託者は、富士市の指示のもと、本調達で納入する端末等・サーバ等一式の保守を行うこと。

12.5.1 保守対応時間

サーバ側障害対応	:	24 時間365 日
端末側障害対応	:	業務システム稼働時
問い合わせ対応	:	業務システム稼働時
業務支援等	:	業務システム稼働時

なお、障害発生時、迅速な対応が不可欠であることから、上記問い合わせ対応時間内に障害発生にかかる問い合わせがあった場合、問い合わせ受付、ハードウェア及びソフトウェア提供ベンダーとの各種調整、回答取りまとめ、富士市への回答等、受託者にて取りまとめて、障害復旧までの間 24 時間365 日、これを目標として対応すること。またハードウェア及びソフトウェアのサポートサービスについては、24 時間365 日とすること。なお、富士市保有ライセンスを継続利用する「Citrix社製品」「Skype for Business」においては、この限りではない。

また、業務システム稼働時の定義を以下に示す。ただし、随時変更される可能性があるため、変更時には、別途富士市と協議のうえ、対応すること。

(1) 業務システム稼働時

・月～金、及び毎月第 1 週の日曜日 7:30 ～ 17:30

※毎月第 1 週の日曜日は市役所を日曜日に開庁する日を指すが、第 1 週以外の日曜日になる月があるため、その日も含むこと。

ただし、消防部や、図書館など、土日に稼働する部署も存在するため、受付は 24 時間365 日実施すること。

12.5.2 業務内容

(1) 障害・問い合わせの受付

受託者は、本調達で導入するハードウェア及びソフトウェア、ならびに庁内OA システム上で稼働する全てのハードウェア、ソフトウェアに関する障害、問い合わせ、報告の受け付けを実施し、適切なインシデント管理を実施すること。市庁舎内の待機場所にて受付を実施する場合において、専用の内線電話番号やダイヤルイン外線電話番号が必要な場合は、富士市と協議すること。外部のコールセンターが受付を実施する場合は、通話料無料で接続可能なフリーダイヤルを受託者が用意すること。

なお、受付体制は、一次受付を行う共同電算システム構築等業者が設置するヘルプデスクから問い合わせ内容を引き継ぐことで対応することを基本とするが、情報システム課及び利用者からも直接問い合わせできる体制を整えること。

(2) 障害・問い合わせの切り分け

受託者は、受け付けた障害、問い合わせ、報告の切り分け作業等を実施し、関連業者及び富士市に対して、作業依頼をするとともに、必要な支援を行うこと。障害、問い合わせ、報告の切り分け作業の結果、受託者の対応範囲である場合は、コールバック対応ではなく、オンラインで操作をナビゲートするなど、できるかぎり即時対応を実施すること。

(3) 保守対応

- ① 受託者は、富士市の指示のもと、本調達で納入したハードウェア及びソフトウェアについて、障害対応（修正・点検等）を行うこと。また、障害回復時には、富士市において完了確認を行うため、障害の事象、影響、原因、対策方法等をまとめた報告書を速やかに提出すること。
- ② 障害対応の実施にあたっては、受託者は関連業者との連携を図り、障害の分析及び障害箇所の特定を行うこと。
- ③ 障害対応の実施においては、受託者は関連業者と障害対応方法についてレビューを行い、その完全性を確認の上、富士市の承認を得ること。
- ④ ソフトウェアの不具合が発生した場合は、受託者の責任と負担において障害復旧のための対応を行うこと。
- ⑤ ソフトウェアについては、セキュリティ対策パッチ及び不具合修正パッチが製造元より提供された場合、受託者は速やかに、富士市に当該パッチ等の情報を提供すること。
- ⑥ ハードウェアの保守にあたっては、受託者は障害の切り分け実施後、システム保全のための故障箇所の切り離しなど、障害回復マニュアルに従いオンサイトで実施すること。
- ⑦ ハードウェアについては、不具合修正パッチ（ファームウェア）が製造元より提供された場合、受託者は速やかに、富士市に当該パッチ等の情報を提供するとともに、原則受託者にて当該パッチを適用すること。
- ⑧ シンクライアント端末（別調達及び既存のすべて）・入出力用PC の設置箇所を正確に把握しておくための台帳を整備し、常に閲覧可能な状態にしておくこと。年に1回、最新の状態に更新した台帳を富士市に提出すること。

(4) 臨時保守

- ① 部品の磨耗等により機器の正常な稼働が保てないと思慮される場合、または、開発・製造元等のリコールが行われる場合には、受託者は、部品の交換、整備及びリコールの実施等について富士市と協議し、必要な対応を行うこと。
- ② 受託者は、臨時保守を行う場合には、必要な準備期間を見込んだ期日にあらかじめ富士市へ連絡し、事前に了解を得ること。なお、臨時保守に関する実施日程について、富士市より指示があることについて了承すること。

(5) その他

- ① 障害機器等を廃棄する場合においては、受託者の負担により、装置の物理的な破壊またはデータ消去装置等を用いて、当該機器に記録されている全ての情報を復元が不可能な状態にすること。
- ② 保守の実施内容については、定型的な報告書により、隔月1回程度の頻度で富士市に報告すること。報告日程等については別途富士市と協議のうえ決定する。

12.5.3 機器毎の保守条件及び体制

受託者は以下に示す条件及び体制に基づき納入機器毎の保守作業を実施すること。なお詳細については、受託後、富士市と協議のうえ決定すること。

(1) 保守体制

保守体制を以下に示す。受託者は、保守対応については表 12.5.1 に示す保守対応の流れに沿ってオンサイトにて対応すること。

表12.5.1 保守対応の流れ

保守／障害の内容	通知元	通知先	作業対応者
端末ハードウェアトラブル	出先機関を含む各部署	コールセンター又は保守員	保守員
仮想デスクトップ操作上のトラブル	出先機関を含む各部署	コールセンター又は保守員	保守員
サーバ側ハードウェアトラブル	情報システム部門	コールセンター又は保守員	SE 又は保守員
サーバ側ソフトウェアトラブル	情報システム部門	コールセンター又は保守員	SE 又は保守員
ネットワークトラブル	情報システム部門	コールセンター又は保守員	SE 又は保守員

※ シンククライアント端末のハードウェアトラブルは受付した内容を情報システム部門又は既存端末の保守業者へ伝達することになります。

なお、別調達にて用意する50台のシンククライアント端末の予備機を充当することにより、障害対応に当てるのが適切であると判断した場合はこれを提案すること。

12.5.4 機器の定期点検

本調達の製品については、これらの安定した正常稼働を目的として、サーバ機器等（各部署に設置するシンククライアント端末・入出力用PCは含まない）を対象として、業務システム稼働日（平日）の7:30 から8:30の間、システム全体のヘルスチェックを実施し、業務開始に影響を及ぼす事象が発生していないことを確認すること。また、バックアップに磁気テープを使用する場合は、適切な周期で交換作業を実施すること。また、オンサイトで年2回、点検・清掃・調整作業を実施すること。これには定期交換部品・耐久消耗部材の調達に要する経費及びその交換作業経費も含むため、留意すること。受託者において実施を要する定期点検内容を以下に示す。

- ・運転状態、異常音有無の確認
- ・機器及びラック内の清掃
- ・全機材の停止、全機材の開始（停電時の訓練を含む）

定期点検に伴うデータセンター及び電子計算機室への立ち入り日程の調整等について、富士市の指示に従うこと。定期点検は、既存ハードウェア設備にかかる点検と同日に行うことを想定している。

12.6 SLA（サービスレベル合意書）

端末等サーバ等一式により提供されるサービスについては、高い品質が維持されることが必要である。本調達の範囲内であるハードウェア等一式にかかる富士市が求める品質を確保するための指標は、SLA(Service Level Agreement)として管理する。

現在想定している指標案は「12.6.1 SLA 指標案」で示すとおりであるが、SLAの締結にあたっては、富士市と受託者でサービスレベルの内容について協議を行い、協議結果を反映したサービスレベル合意書をもって正式版とする予定である。

なお、SLA はシステム稼働後に適用する予定である。ただし、機器納入後、システム稼働までの間について、SLA の適用は行わないが、システム構築にかかる作業期間をかんがみ、原則下記に示すSLA 指標案については遵守すること。

12.6.1 SLA 指標案

(1) 保守要員到着（駆け付け）時間

システム稼働日において、連絡を受けてから導入機器の設置拠点に保守要員が到着するまでの時間とし、原則 120 分以内とする。

- ① 交通事情及び天候事情等により、作業実施が困難な場合であって、これが受託者の責に拠らない場合は項目対象外とする。また、天変地異による場合も項目対象外とする。
- ② システム不稼働日は、オンコール対応を原則とし、駆け付け時間を問わないこととするが、翌運用日までの復旧を原則とするため、別途富士市と協議すること。

12.6.2 端末等・サーバ機器等に係るサービスレベル協定

本調達に係るサービスレベル協定は、本調達の範囲内であるハードウェア等一式の保守に関して確保すべきサービス品質の目標について、富士市と受託者の間において合意形成を図るものであり、本調達稼働開始日までに締結の予定である。

12.6.3 SLA 管理の実施

本調達のSLA 管理は、受託者において実施することとしている。受託者は、サービスレベル管理状況をサービス実績報告書、サービス対応結果報告書として、富士市へ報告すること。また、富士市からの評価に基づくサービスレベルの改善、向上のための施策を実行すること。

12.6.4 サービスレベル改善の支援

サービスレベルの評価結果により、富士市においてSLA 項目又は項目の目標値を見直す必要が生じる場合が考えられるため、受託者はSLA 改善のために必要な検証や資料の提示等を実施すること。

第13章構築期間中における作業の体制及び業務管理方法

13.1 基本方針

端末等・サーバ等のプロジェクトは、大規模かつ限られた期間で実施する必要があることから、当該プロジェクトの成功に向けた十分な体制の確保、確立された手法による各種管理手続きの具体化など、業務管理のスキル及び経験を有する担当者が求められる。ここに記載する業務管理要件は、端末等・サーバ等のプロジェクトの全ての工程に共通したものであり、その目的は、これにかかわる全ての資源（人、モノ、技術及び情報など）を最も効率良く使用し、コスト、時間及び品質の統合化やバランスの最適化を図り、かつ、業務目標を達成することである。

なお、構築後（サービスイン後）の体制及び業務管理方法に関しては、別途、富士市と協議すること。

13.2 統括責任者の条件

受託者は統括責任者を配置しなければならない。統括責任者とは、本調達範囲の責任者を指す。

- (1) 本調達と同規模の仮想環境構築業務についての統括責任者としての経験を有すること。
- (2) 統括責任者の責務として、定例会議の 8 割以上に出席することを義務付けるものとする。なお、人事異動や病気等により当該者が本業務を遂行できない状況が生じた場合は、当該者と同等の能力及び資格を有する要員を配置すること。

13.3 進捗管理

受託者は、「納入等計画書」を作成し、当該納入等計画書に基づいて進捗管理をすること。

13.3.1 納入等計画書の作成

「2.4.1 納入成果物」で記述している納入等計画書を作成すること。

13.3.2 作業及び進捗状況の報告

- (1) 受託者は、定期的な報告会（定例進捗会議など）を開催し、作業状況の報告を行うこと。なお、開催の時期は、富士市と協議のうえ開催頻度を決定すること。
- (2) 実施する報告会での進捗報告時に、対象とする作業期間に予定していた全作業について計画通りかどうかを報告すること。
- (3) 計画からの遅れが 10 日以上となった場合（複数作業において遅れが発生している場合には、予定作業完了までに要する日数がもっとも大きい作業を基準とする。）には、富士市と協議の上、改善策を提示し、富士市の承認を得ること。
- (4) 作業工程の終了予定日など、稼働前の作業計画上、重要な確認ポイントとなるタイミングで、計画からの遅れが 2 日以上となった場合には、富士市と協議の上、改善策を提示し、富士市の承認を得ること。

13.4 リスク管理

富士市において、プロジェクトの遂行に影響を与えるリスクを識別し、その発生要因、発生確率、影響度を整理することとしており、また、定期的にリスクを監視・評価し、その結果を反映させることとしているため、受託者は必要な協力・支援を行うこと。

また、リスクを顕在化させないための対応策、リスクが顕在化した後の対応策を識別し、緊急時対応計画（コンティンジェンシープラン）として具体化することとしており、受託者は必要な協力・支援を行うこと。また、やむを得ず緊急時対応計画を実施させることが必要となった場合は、受託者は富士市と関連業者と協議の上、可能な限り協力するように努めること。

13.5 セキュリティ管理

受託者は、契約締結後に開示するセキュリティポリシーを踏まえ、以下の要件を満たすセキュリティ管理を実施すること。

- (1) 受託者内における情報セキュリティ対策に関する事務を統括する専任の情報セキュリティ管理責任者を設けること。
- (2) 契約締結後に開示する「庁内OA システム・ネットワーク情報セキュリティ実施手順書」に基づき、以下の事項について、その徹底を図ること。
 - ① 情報管理（守秘義務／データ輸送時の対応／データの暗号化など）
 - ② 文書管理（開示情報／機密情報／秘密文書の管理など）
 - ③ 納品物におけるセキュリティ対策（管理者ID の共通利用を行わないなど）
- (3) 本調達に係わる作業要員は、「富士市発注業務における情報資産取り扱いに係る誓約書」を年度毎に提出すること。誓約書の内容は以下のとおりである。
 - ① 情報資産を取り扱う際は、常に善良なる管理者の注意を持って使用すること。
 - ② 情報資産を粗略に取り扱い、破損、紛失又は盗難等を生じさせないこと。
 - ③ 業務にあたり取り扱う情報資産の範囲は富士市の指示に従うこと。また、その範囲外の情報資産を利用する際は、富士市の許可を得ること。
 - ④ 情報システム及び情報を取り扱う機器（以下「情報システム」という。）取り扱い時に必要となるID 及びパスワードについては、富士市の指定する範囲内で利用し、その他の者に共有及び漏洩させないこと。
 - ⑤ 業務上各種メディア等を情報システムに接続する必要がある場合は、富士市の許可を得ること。
 - ⑥ 情報システムにコンピュータマルウェア等不正なプログラムをインストールさせないこと。
 - ⑦ 情報システムに無断でアプリケーション等をインストールしないこと。
 - ⑧ 情報システムを利用して業務に関係のないウェブサイトを開覧し、ダウンロード、又はプリントアウトしないこと。
 - ⑨ 富士市の保有する情報資産の内、技術上の情報及び秘密情報（以下、「秘密情報」という。）に無断でアクセスしないこと。
 - ⑩ 秘密情報をプリントアウト、もしくはハードディスク、その他メディア等にコピーする必要が

ある際は、富士市の許可を得ること。

- ⑪ 業務で知り得た秘密情報を他に開示、漏洩及び不正使用しないこと。また、契約期間終了後も同様に扱うこと。
 - ⑫ 秘密情報を改ざんしないこと。
 - ⑬ 秘密情報を富士市の指定する作業場所から待ち出す際は、富士市の許可を得ること。また、併せて、必要な事務については富士市の指示に従うこと。
 - ⑭ 富士市の保有する秘密情報を、許可を得て持ち出した際は、業務終了時に返却又は廃棄を確実にすること。
 - ⑮ その他この誓約書に記載の無い事項について富士市の情報資産を脅かす事態が発生する可能性がある場合は、富士市に回答を求めること。
- (4) 本調達に直接かわらない受託者内の品質管理部門等の第三者を主体とし、内部的なセキュリティ監査を実施し、セキュリティ対策状況を報告すること。
- (5) 問題が生じた場合には、速やかに富士市に報告し、必要な対策を講じること。

13.6 要員管理

受託者は、以下の要件を満たす要員管理を実施すること。

- (1) 各作業工程の過程又は必要な時期において、プロジェクトが円滑に進捗するための組織計画／編成を行い、作業体制を確立させること。
- (2) 本案件は大規模かつ重要なシステム構築であることから、同一規模以上の仮想化システム構築案件へのマネジメント及び構築・運用経験を有するエンジニアが含まれていること。実構築・運用作業を経験していないエンジニアのみで要員が構成されないよう、十分に留意すること。また、全ての構築フェーズにおいて、実構築・運用作業を経験したエンジニアが参画すること。
- (3) 組織計画に基づく要員調整／配置を確実に実施すること。
- (4) 本調達では、本書で提示する要件を満たしている限りにおいて、作業担当者の常駐化を求めるものではないことから、受託者の内部体制管理上、最も効率的な対応を計画すること。
- (5) 作業担当者が、富士市の提供する環境で業務を行う場合は、本プロジェクトの業務のみ行うこと。
- (6) 各種調整等は、受託者の責任で実施し、プロジェクト管理事務局との共同作業において、当該調整等に起因する工程管理に係る負荷が生じないようにすること。

13.7 コミュニケーション管理

本プロジェクトは、参画するメンバーも多岐、多数になることから、プロジェクト推進中のコミュニケーションに要する時間は膨大なものになると予想され、これの効率化は非常に重要な課題である。

本プロジェクトにおいては、受託者において、コミュニケーション計画／仕組み／報告フォームを作成し、コミュニケーション管理のための仕組みを構築する。構築されたコミュニケーション管理方法が適切かどうかは富士市の了承を得ること。

13.8 課題・問題管理

本プロジェクトにおいては、受託者において課題・問題管理のための仕組みを構築する。構築された仕組みが適切かどうかは富士市の了承を得ること。

第14章特記事項

14.1 応札条件

応札者は、以下の条件を満たすこと。

14.1.1 応札者の条件

- (1) 財団法人日本適合性認定協会又は海外の認定機関により認定された審査機関によるISO9001の認証又はこれらと同等の認証を有していることが望ましい。
- (2) JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001)の認証を取得しているか財団法人日本情報処理開発協会(JIPDEC)が定める個人情報取扱に関する認定制度であるプライバシーマークを取得していることが望ましい。
- (3) 本調達と同規模の仮想環境を実行するシステムにおいて、システム構築にかかる1次受託実績を有すること。

14.1.2 再委託

(1) 再委託の制限等

受託者は原則として、受託業務の全部又は一部を他の者に再委託してはならない。ただし、受託者が業務の一部について再委託が必要であると判断した場合には、あらかじめ富士市と協議を行い、その承認を得なければならない。

(2) 再委託先事業者の選定等

受託者は、機密情報等の安全管理のため、再委託先における組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針及び取り扱い規定の策定等の内容を再委託先選定基準に定め、当該基準に従って委託先を選定すること。

(3) 受託者の義務

再委託先との契約にあたっては、その契約書に再委託先選定基準に定めた事項を盛り込み、再委託先に受託者と同等の義務を負わせなければならない。

なお、再委託した業務に伴う当該第三者の一切の行為について、全ての責任は受託者が負うものとする。

(4) 受託者による再委託先事業者の管理等

受託者は、再委託先における再委託先選定基準に定めた事項の遵守状況について定期的又は随時に監査を実施するとともに、委託先が当該基準を満たしていない場合には、委託先が当該基準を満たすよう管理すること。

14.1.3 業務に関する法規への対応

受託者は、受託業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連法規、労働関係法及び関連する法令等を遵守すること。

14.1.4 著作権等

- (1) 本調達において納品された成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、次の(2)及び(3)の場合を除き、富士市に帰属するものとする。
- (2) 受託者が著作権を有するもの（本調達の契約前に著作権を有するものに限る。）であって、その全部又は一部を成果物として提供する場合には、富士市における利用目的の範囲内でこれを改変し使用することができるものとする。
- (3) 納入する成果物は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。この場合において、受託者は当該既存著作物の使用及び内容に関し、事前に富士市の承認を得ることとし、既存著作物が含まれる成果物については、当該使用許諾契約の範囲内で使用するものとする。
- (4) (3)の場合において、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じたときは、当該紛争の原因が専ら富士市の責に帰す場合を除き、受託者の責任及び負担により一切を処理するものとする。富士市は、係る紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力を講ずる。

14.1.5 保証

(1) 動作保証

受託者は、契約期間中、納入したハードウェア等一式の正常な動作を保証すること。また、受託者は、契約期間中、納入したハードウェア等一式が原因で本システムが正常に動作しない場合、富士市と対策を協議の上、解決すること。

(2) 不具合に対する保証

本調達の範囲において、以下のような事項が発生した場合は、受託者が責任を負うこと。

① ハードウェア等一式の不具合

② 納入作業における過失

- (3) 検収日より1年以内に本調達のハードウェア、市販ソフトウェア製品（OS等）及び納入成果物において受託者の責に帰すべき瑕疵が認められた場合には、受託者は必要な対応を行うものとする。なお、システムの瑕疵責任についてその所在が不明・あいまいな事象が発生した場合は、富士市及び関連業者で別途協議し対応するものとする。

14.1.6 既存システムへの影響

本調達のハードウェア及びソフトウェアが、本システムと関係する既存システムに不具合等の影響を与えた場合には、富士市及び関連業者と協議の上、直ちに対策を講ずること。

14.1.7 機密保持

- (1) 受託者は、受託業務の実施の過程で富士市が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ）、関連業者が提示した情報及び受託者が作成した情報を、本受託業務の目的以外に使用又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。また、契約期間終了後も同等の措置を講ずること。
- (2) 受託者は、本受託業務を実施するにあたり、富士市から入手した資料等については管理台帳等により適

切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。

- ① 受託者における提供情報等の複製は原則禁止する。ただし、受託者において複製が必要であると判断した場合には、あらかじめ富士市と協議を行い、その承認を得ること。
 - ② 受託業務に必要ななくなり次第、速やかに富士市に返却すること。
 - ③ 受託業務完了後、上記①に記載される情報を削除又は返却し、受託者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を富士市へ提出すること。
- (3) 契約期間終了後の取扱いは、別に締結する契約書の定めにしたがうこと。

14.1.8 環境への配慮

- (1) 納入物については、個別に指定されたものを除き、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた製品を可能な限り導入すること。
- (2) 導入する機器については、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。

14.1.9 遵守事項

- (1) 受託者は、政府機関全体の情報セキュリティ対策を強化・拡充するために策定される「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」ならびにこれらの関連資料等の内容を正しく理解し、本受託業務の実施にあたり遵守すること。
- (2) 富士市が本プロジェクトに対して指導・助言等を行った場合は受託者もその方針に従うこと。
- (3) 受託者は電子政府推進計画等の方針（今後発出されるものも含む）に従うこと。
- (4) 富士市へ提示する電子ファイルは事前にマルウェアチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。

第15章妥当性証明

15.1 調達担当課の長

本調達仕様書の内容が妥当であることを証明する調達担当課の長は、以下のとおり。

富士市情報システム課長 小林 重義